

40

川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

環境影響評価書

概要版

令和 8 年 4 月

川 島 町

目次

序章 環境影響評価書の目的と経緯	
第1章 都市計画決定権者の名称	1
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要	1
第3章 地域の概況	19
第4章 関係地域	19
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を 有する者の意見の概要	20
第6章 調査計画書についての知事の意見	22
第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	24
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	29
第9章 第8章の選定についての知事の技術的助言の内容	32
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果	33
第11章 環境保全のための措置	65
第12章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	67
第13章 事後調査の計画	68
第14章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地	68
第15章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を 有する者の意見の概要	69
第16章 準備書についての知事の意見	75
第17章 第15章及び第16章の意見についての事業者の見解	77

本書で使用している地形図は、国土地理院の2万5千分の1電子地形図及び川島町発行の白地図を使用しています。

序 章 環境影響評価書の目的と経緯

序-1 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日 埼玉県条例第61号)に基づき、令和7年8月22日付知事に提出した「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)として取りまとめたものである。

序-2 評価書作成までの経緯

評価書の作成までの経緯は、表-1 に示すとおりである。

表-1(1) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	令和3年5月14日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和3年5月14日	知事→都市計画決定権者 関係地域:川島町、坂戸市、川越市及び東松山市
調査計画書公告・縦覧	令和3年5月21日～6月21日	公告 令和3年5月21日 縦覧 令和3年5月21日～6月21日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 川島町まち整備課 川越市環境政策課 東松山市環境政策課 坂戸市環境政策課
住民説明会	令和3年6月13日 令和3年6月14日	川島町 川越市、坂戸市、東松山市
住民等の意見の提出	令和3年5月21日～7月5日	意見書 3件
技術審議会第1回小委員会	令和3年7月1日	計画説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和3年7月29日	
知事意見受理	令和3年8月17日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和7年7月3日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和7年7月28日	知事→都市計画決定権者
準備書の提出	令和7年8月22日	都市計画決定権者→知事
準備書公告・縦覧	令和7年9月5日～令和7年10月7日	公告 令和7年9月5日 縦覧 令和7年9月5日～10月7日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 川島町まち整備課 川越市環境政策課 東松山市環境政策課 坂戸市環境政策課
住民説明会	令和7年9月26日 令和7年9月27日	川越市、東松山市、坂戸市 川島町

表-1(2) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
住民等の意見の提出	令和7年9月5日～ 令和7年10月21日	意見書 1件
技術審議会第1回小委員会	令和7年9月5日	準備書の説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和7年10月9日	都市計画決定権者の見解説明、 質疑応答
令和7年度第1回環境影響 評価庁内調整会議	令和7年11月5日	準備書の説明、質疑応答
令和7年度第1回埼玉県環 境影響評価技術審議会	令和7年11月17日	準備書の説明、質疑応答
公聴会の開催	令和7年11月25日 令和7年11月26日	公述の申出がなかったため全会場中止
知事意見受理	令和7年12月18日	知事→都市計画決定権者
準備書記載事項変更に係る 手続き等免除承認申請	令和8年2月16日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和8年3月5日	知事→都市計画決定権者

序-3 評価書作成の手順

評価書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、準備書に対する知事意見及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を十分に反映させるために準備書の記述内容について再検討するとともに、環境影響評価に係る記述の追加・修正を行った。

序-4 準備書の変更

準備書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日埼玉県条例第61号)第21条第1項の規定に基づき、「準備書記載事項変更に係る手続き等免除申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

第 1 章 都市計画決定権者の名称

1.1 都市計画決定権者の名称及び所在地

名 称 : 川島町

代表者の氏名 : 川島町長 藤間 隆

所 在 地 : 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

1.2 事業者の名称及び所在地

名 称 : 川島インターチェンジ南側地区土地区画整理組合設立準備委員会

代表者の氏名 : 会長 高野 勝一

所 在 地 : 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要

2.1 都市計画対象事業の名称

都市計画対象事業の名称 : 川越都市計画事業

(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

都市計画対象事業の種類 : 土地区画整理事業

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第一 第 20 号)

2.2 都市計画対象事業の目的

本地区は、「第 6 次川島町総合振興計画」において、首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)川島インターチェンジによる立地優位性を活かし、地域経済の活性化と雇用創出の核となる産業集積の基盤として、川島インターチェンジ南側地区の整備・拡充をするための、「インター周辺重点開発地域」に位置づけられている。

埼玉県は、平成 18 年度に策定した「田園都市産業ゾーン基本方針」に引き続き、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」を策定し、令和 4 年度から運用を開始した。この方針は、市町村の産業基盤づくりを県が積極的に支援するために定めるもので、新たな方針では埼玉版スーパー・シティプロジェクトの一環として産業基盤づくりを周辺と一体のまちづくりへと発展させ、市町村と進出企業等が連携して地域課題の解決を図り、地域の持続的発展を実現する「未来を見据えた産業基盤」の創出を目指している。また、本事業もこの取組方針に基づき、産業基盤づくりをすすめる市町村と事業者等で行う共同宣言を行っている。

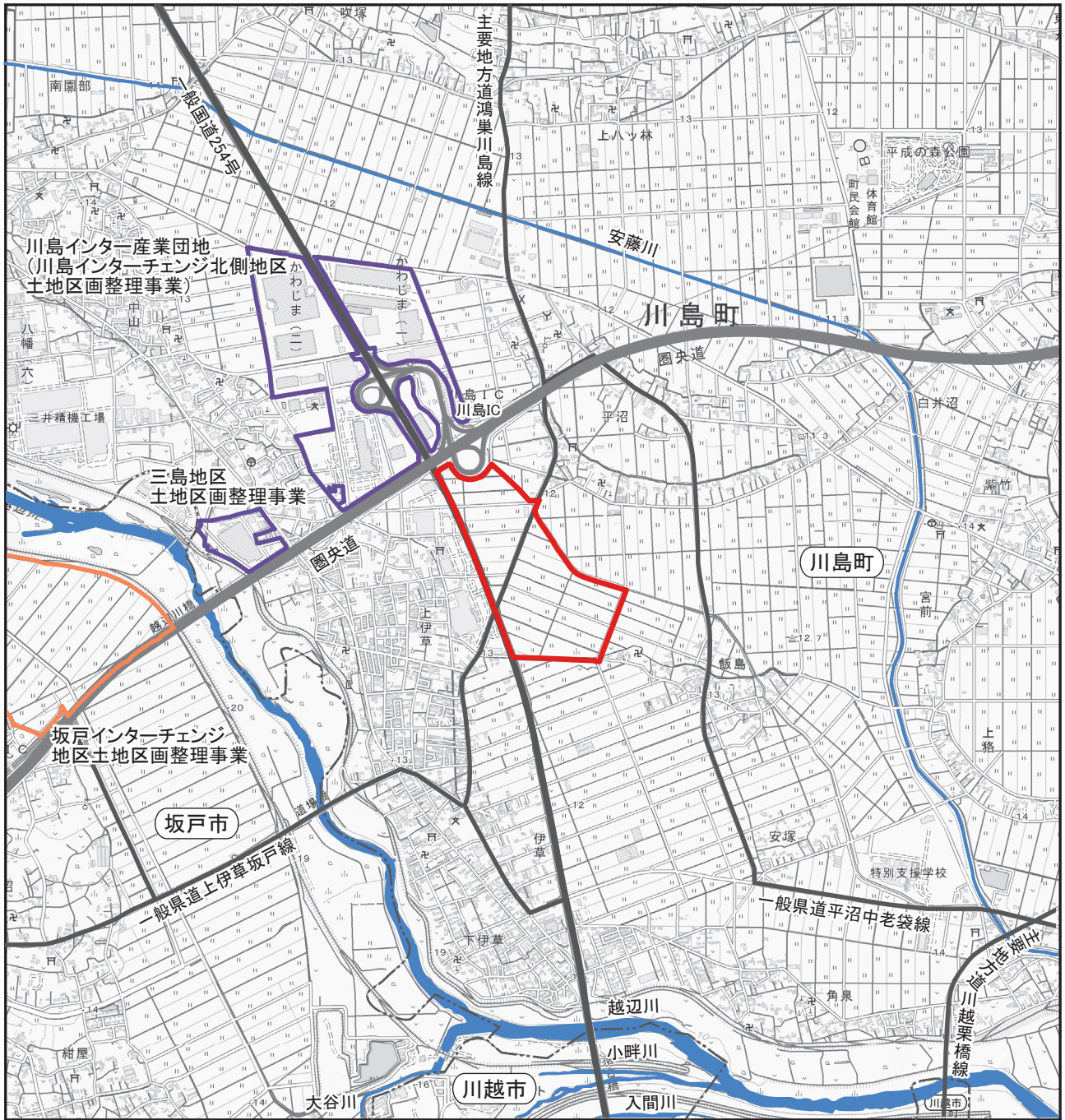
本事業は、これらの背景を受け、本地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図ることを目的とする。

2.3 都市計画対象事業の実施区域

2.3.1 計画地の位置

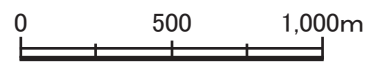
都市計画対象事業の実施区域(以下「計画地」という。)の位置は、図 2-1 に示すとおりである。

計画地は、埼玉県比企郡川島町の南西部に位置している。計画地の北側は圏央道川島インターチェンジが隣接し、計画地西側は南北方向に走る一般国道 254 号が隣接している。



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 一般国道
- : 主要地方道、一般県道
- : 河川
- : 周辺の土地区画整理事業区域
- : 周辺の土地区画整理事業区域
(埼玉県環境影響評価条例手続き中)



1 : 25,000

図2-1 計画地の位置

2.3.2 計画地の概況

(1) 土地利用の状況

計画地の土地利用は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

(2) 自然環境

計画地の植生は、水田が多くを占めており、一部に雑草路傍群落等の草がみられる。また、水辺環境として、計画地内及び計画地に隣接して農業用水等の水路が流れている。

また、計画地周辺地域も同様に水田、畑地が広がる環境であり、樹林地は分布しない。

(3) 特に配慮を要する施設

計画地及び隣接地域には、学校、病院、福祉施設等の特に配慮を要する施設は立地していないが、計画地西側の一般国道 254 号を挟んだ約 300m に保育園、約 500m に診療所が立地している。

(4) 地 形

計画地及び周辺地域は、起伏のない水田等が広がる平坦な地形を呈している。

(5) 計画地周辺の状況

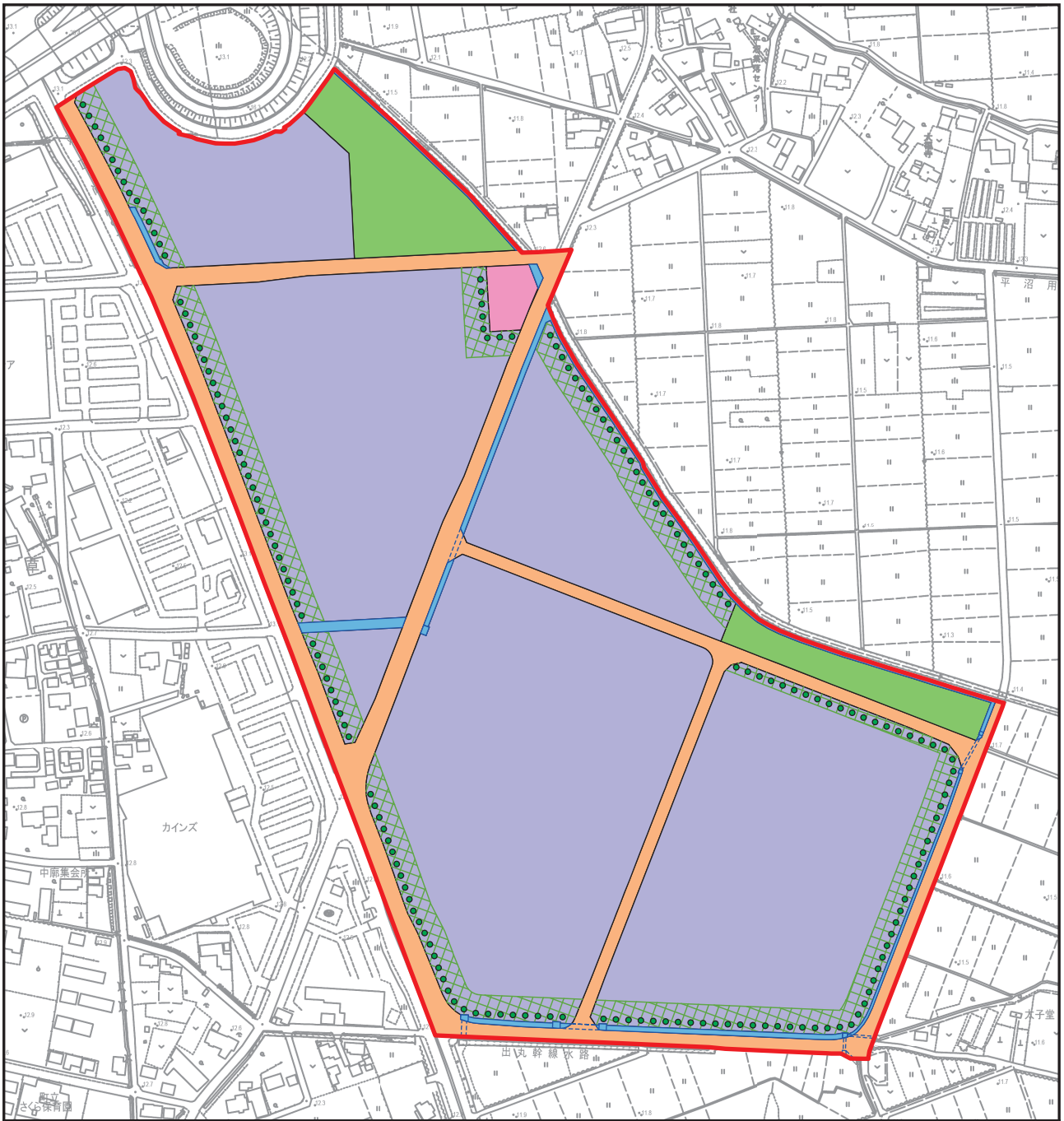
計画地の西側には一般国道 254 号が隣接して南北に走り、その沿道には大規模商業施設が立地している。計画地北側には圏央道川島インターチェンジ及び川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）が、その西側には三島地区土地区画整理事業地が位置している。

また、計画地の西側には一級河川である越辺川が南北に、南側には一級河川である入間川等が東西に流れている。

(6) 計画地周辺の開発の状況

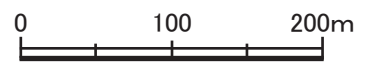
計画地北側の川島インター産業団地（川島インターチェンジ北側地区土地区画整理事業）は、埼玉県環境影響評価条例の手続きが完了しており、現在、物流施設及び工場等が稼働している。計画地北西に位置する三島地区土地区画整理事業は、産業系の土地利用がなされている。

また、越辺川対岸の坂戸市において、坂戸都市計画事業坂戸インターチェンジ地区土地区画整理事業が埼玉県環境影響評価条例の手続きを行っており、評価書の手続きまで終了し事業着手している。



凡例

- : 計画地
- : 企業用地
- : 下水道施設
- : 公園・緑地
- : 道路
- : 水路
- : 緩衝緑地帯
- : 高木植栽帯



1:5,000

図2-2 土地利用計画図

2.6.2 進出予定企業の業種

(1) 進出予定業種

企業用地の各区画面積等は表 2-3 に、各区画の配置は図 2-3 に示すとおりである。
進出予定企業の業種は、製造業、運輸業を予定している。

表 2-3 進出予定企業の業種

区画番号	進出予定企業の業種	敷地面積 (ha)
①	製造業、運輸業	約 2.1
②		約 5.6
③		約 2.4
④		約 6.8
⑤		約 5.8
合 計		約 22.8

注) ha 換算では四捨五入の関係で面積の合計値は一致しない。

(2) 建築計画

現在、計画地は市街化調整区域であるが、市街化区域の編入と併せて用途地域を定め、工業地域に変更される予定である。また、地区計画の中で、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等について規定を定めていく計画である。

本事業における進出企業の建物計画は、事業計画及び大型の流通施設の事例から建物高さや建築面積等を設定し、建物配置計画を想定した。

進出企業の建物配置計画は、図 2-4 に示すとおりである。

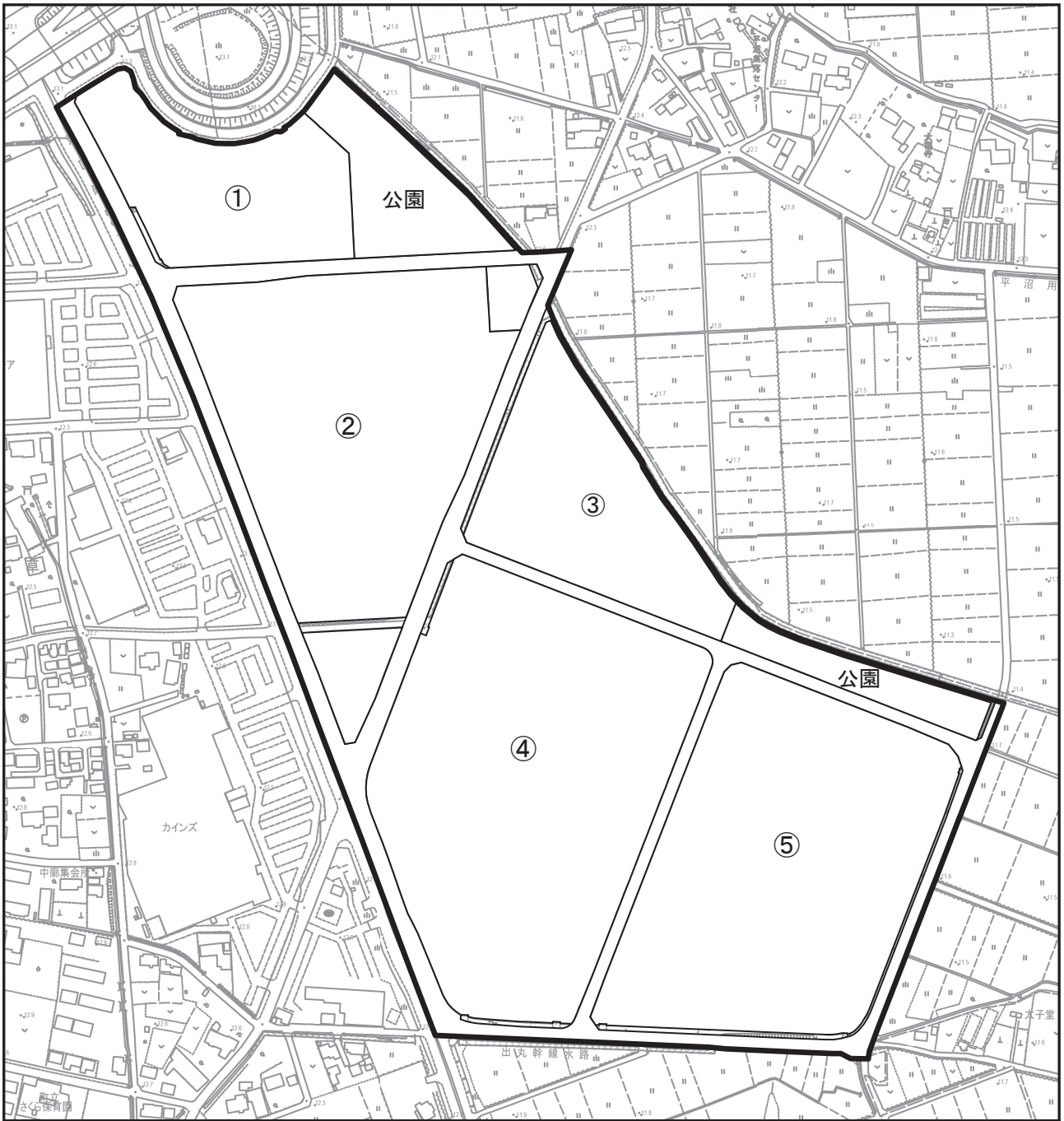
(3) 人員計画

本事業における人員計画は、表 2-4 に示すとおりである。

従業員数は、工場用地及び従業員数を公表している工業団地の事例から、工場用地の従業員数の平均値を求め、原単位を算出し設定した。

表 2-4 人員計画

従業員数 原単位 (人/ha)	企業用地 面積 (ha)	従業者 (人)
32	約 22.8	730



凡例

 : 計画地

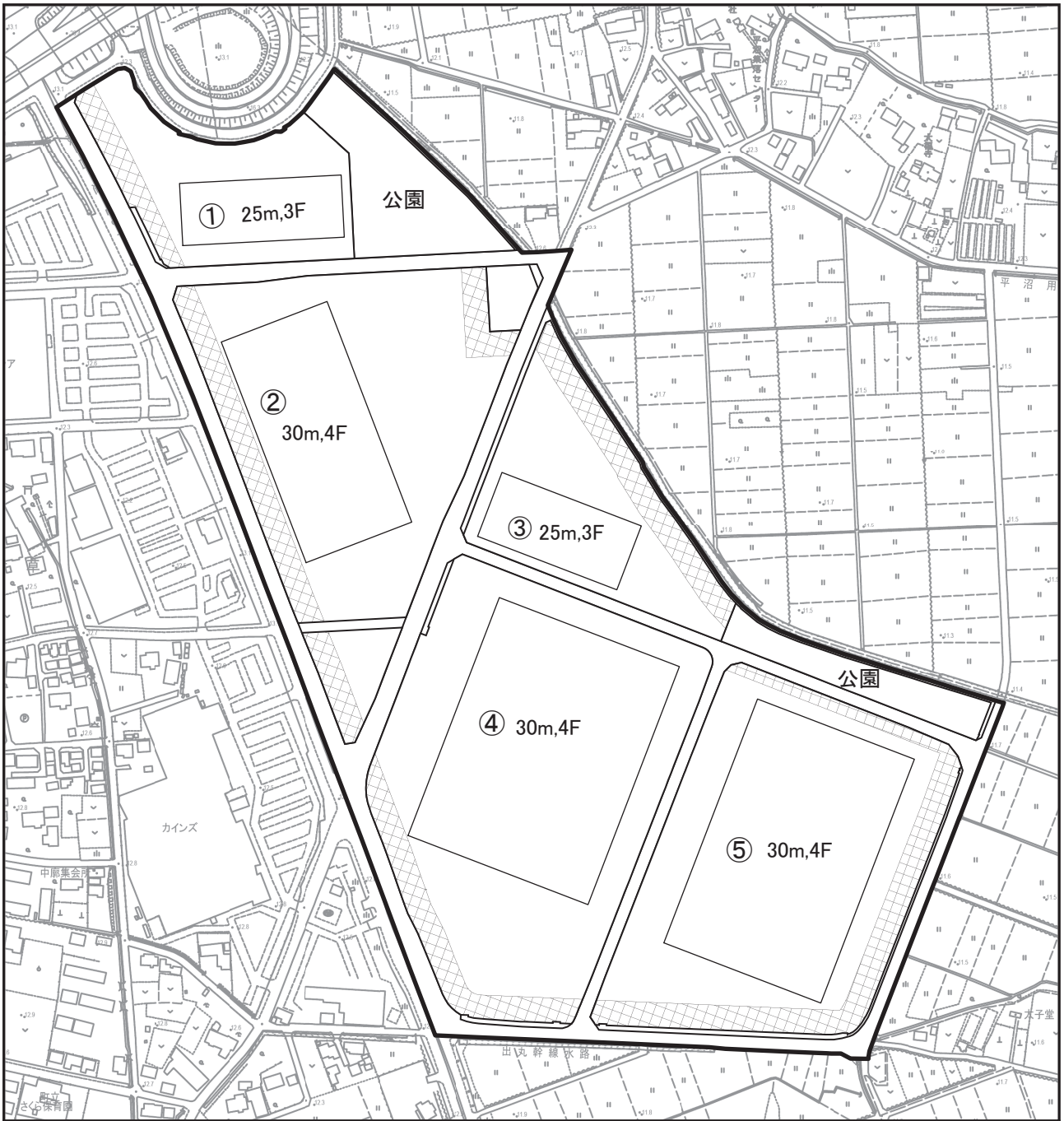


0 100 200m

1:5,000

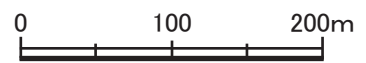
○番号は企業用地の街区の区画番号を示す。

図2-3 企業用地の街区計画



凡例

-  : 計画地
-  : 緩衝緑地帯



1:5,000

- 注) 1. ○番号は企業用地の街区の区画番号を示す。
 2. 各建物の「●●m, ●F」は建物高さ及び階数を示す。

図2-4 建物配置計画図

2.6.3 造成計画

(1) 造成計画

本事業における造成計画は、図 2-5 に示すとおりである。

計画地は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

造成にあたっては、以下に示す点に留意していく。

- ・盛土量が最小限となるよう造成計画を検討する。なお、計画地内の工事等で発生した土については、計画地内の盛土に使用する。
- ・雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配に注意を払う。
- ・各企業敷地からの雨水が無理なく処理されるように、排水路を設置する計画とする。
- ・土地区画整理事業における造成工事においては、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行う。企業用地については、各進出企業において造成工事を行うため、今後各進出企業に対し、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行い、また、盛土による周辺地盤に影響を与えることのない造成計画とするよう指導する。
- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、雨水流出抑制施設を 1 敷地 1 施設を基本に適切に配置する。

(2) 防災計画

防災計画については、計画地の地形、造成計画等を考慮して以下に示す点に留意していく。

- ・造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。

2.6.4 道路計画

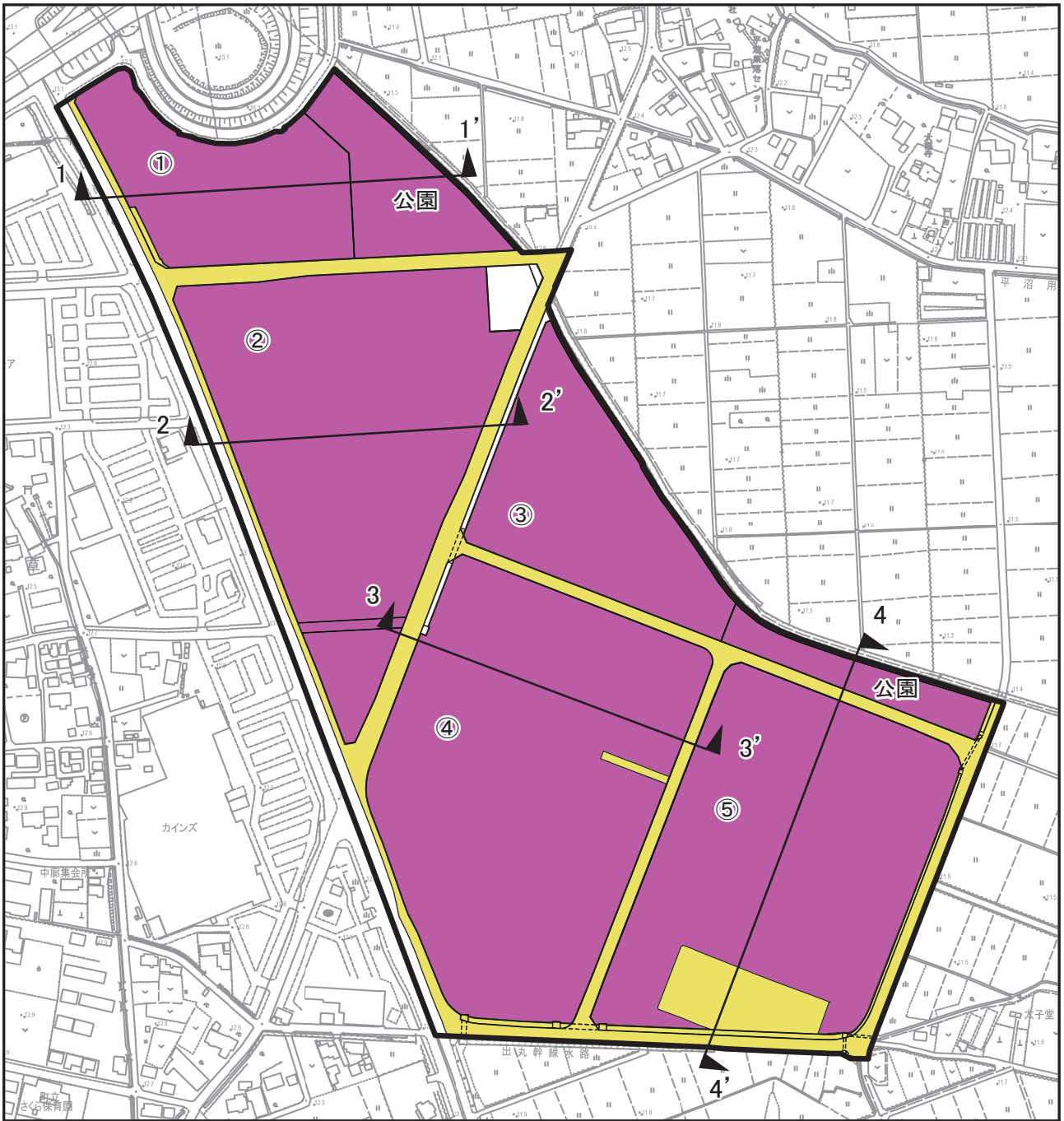
道路計画は図 2-6 に示すとおりである。

地区内の区画内道路として、区画道路（幅員（標準部）約 6.0 又は 10.0m）、幹線道路（幅員（標準部）約 12.0 又は 12.5m）を配置する計画である。なお、国道 254 号については歩道のみ本事業において整備する。





また、主要地方道鴻巣川島線については、計画地にかかる範囲について土地区画整理事業で拡幅及び歩道の整備等を行う。

2.6.5 供給施設計画

給水については、川島町営水道より給水を受ける計画であり、ガス供給については、ガス供給業者と協議し、地区内にガスを供給する計画である。また、電力供給については、電力小売業者と協議し、地区全体に電力を供給する計画である。



凡例

-  : 計画地
-  : 盛土
-  : 切土
-  : 断面位置

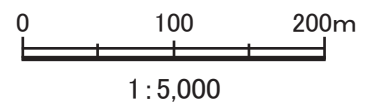
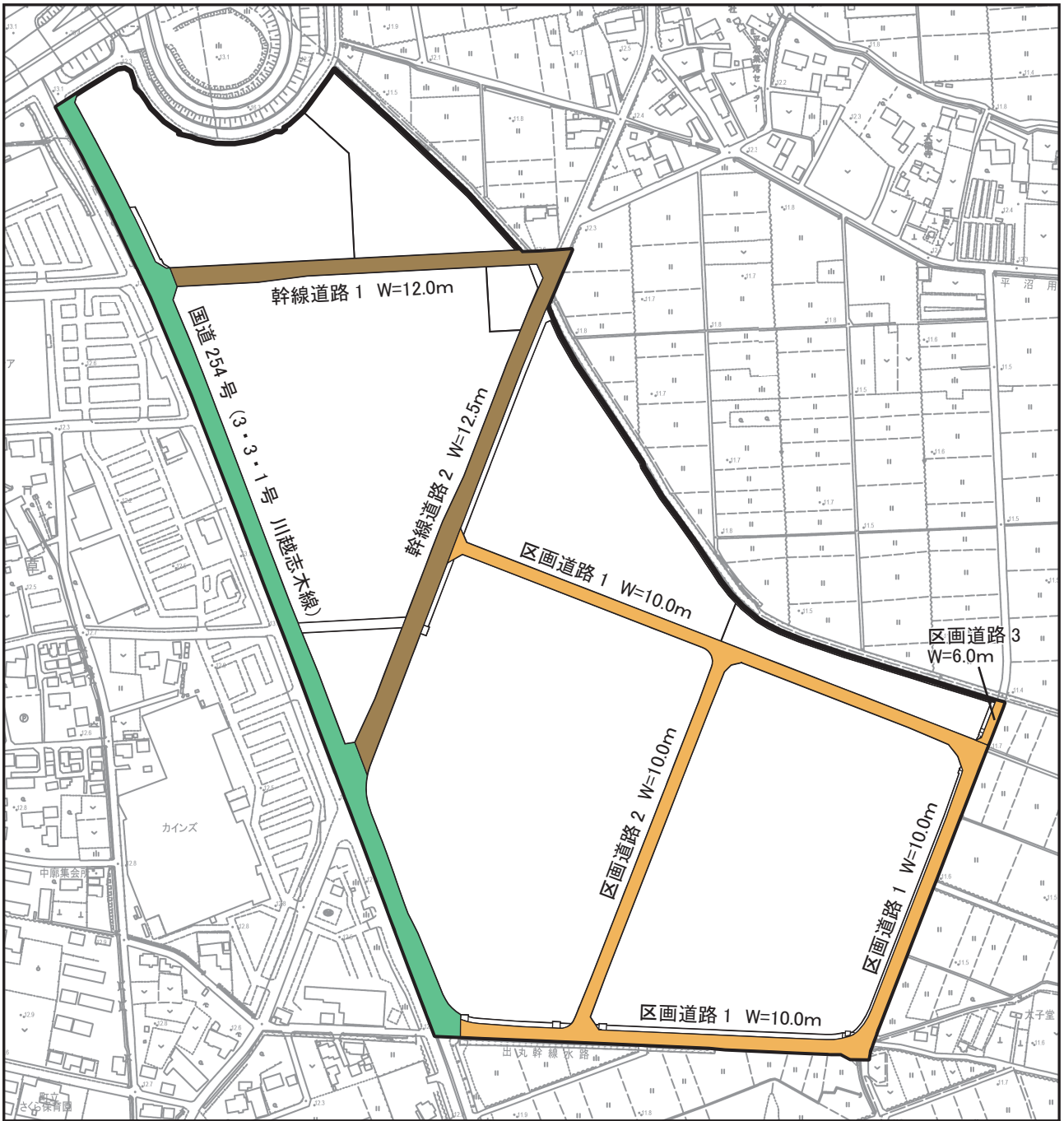






図2-5 造成計画平面図



凡例

-  : 計画地
-  : 区画道路
-  : 幹線道路
-  : 都市計画道路(国道254号)

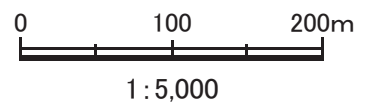


図2-6 道路計画図

2.6.6 処理施設計画

(1) 汚水排水

汚水排水については、進出企業ごとに汚水の排出量や水質が異なるため、進出企業ごとに個別処理を行い、下水道に放流する。

(2) 雨水排水

雨水排水計画は図 2-7 に示すとおりである。

雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水流出抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水流出抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存雨水幹線に放流する。

(3) 農業用水路

計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

また、現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としている。計画地内の灌漑排水は、切り回しを行う予定であり、下流の農用地等に影響がないように計画している。なお、計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置しており、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、本事業による農用地への影響や地下水涵養能の変化による周辺集落等の地下水への影響は小さいと考える。

2.6.7 廃棄物処理計画

供用時の廃棄物処理については、各進出企業において、個別に適正に処理を行う。

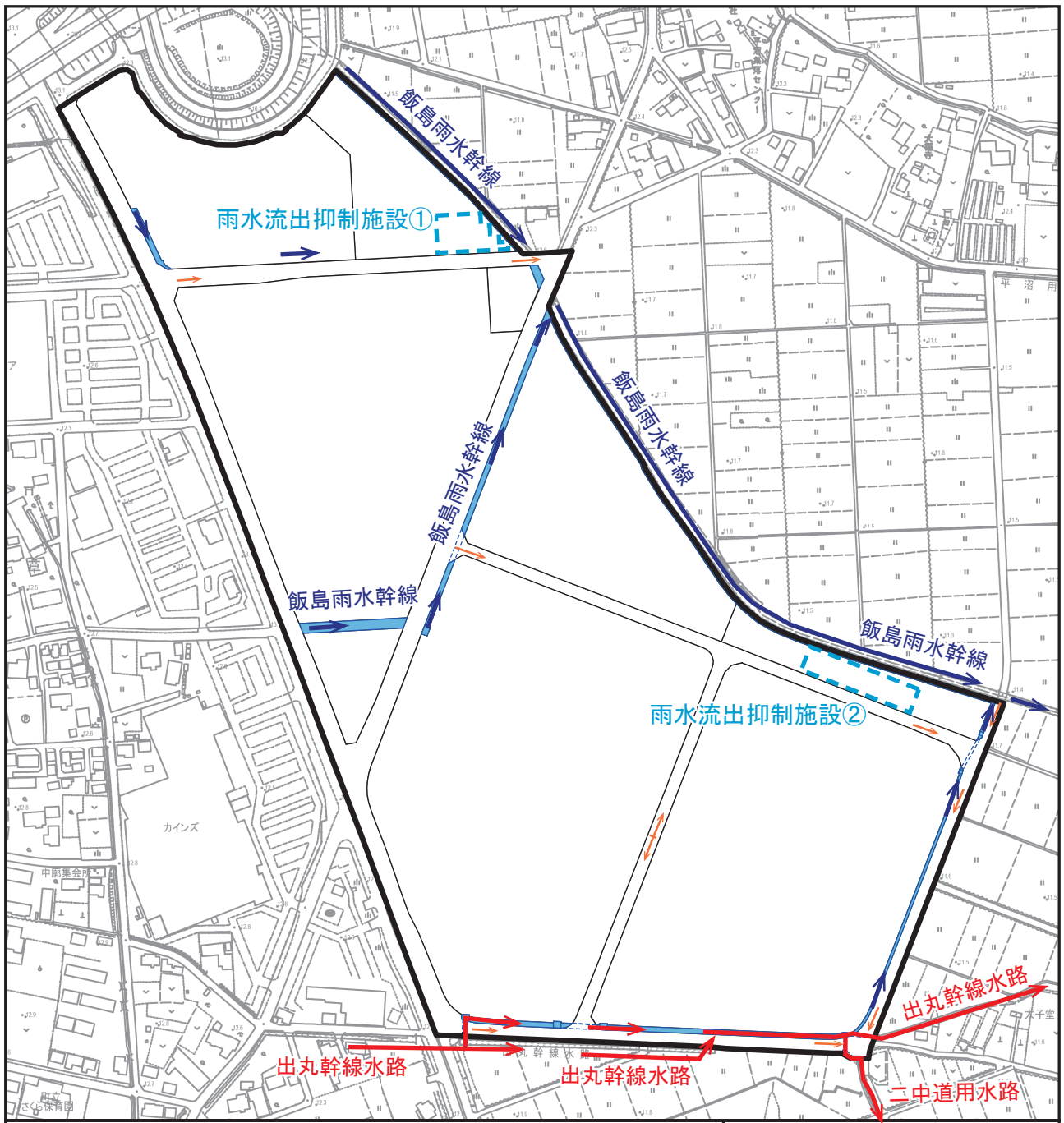
2.6.8 交通計画

(1) 主要な走行経路

供用時における関連車両の主要な走行経路は、図 2-8 に示すとおりであり、圏央道川島インターチェンジ、一般国道 254 号及び主要地方道鴻巣川島線等を経由し、計画地に至る経路を予定している。

(2) 発生・集中交通量

本事業における大型車の発生・集中交通量は計画地全体で 1,642TE 台/日、小型車の発生・集中交通量は計画地全体で 1,458TE 台/日の計画である。



凡例

- : 計画地
- : 用水路
- : 排水路
- : 道路勾配
- : 公共用地内雨水流出抑制施設
- : 水路

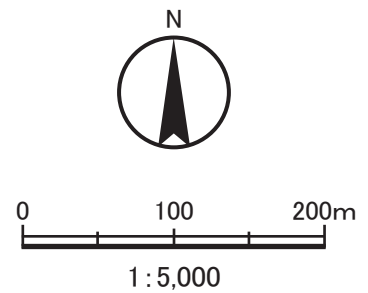
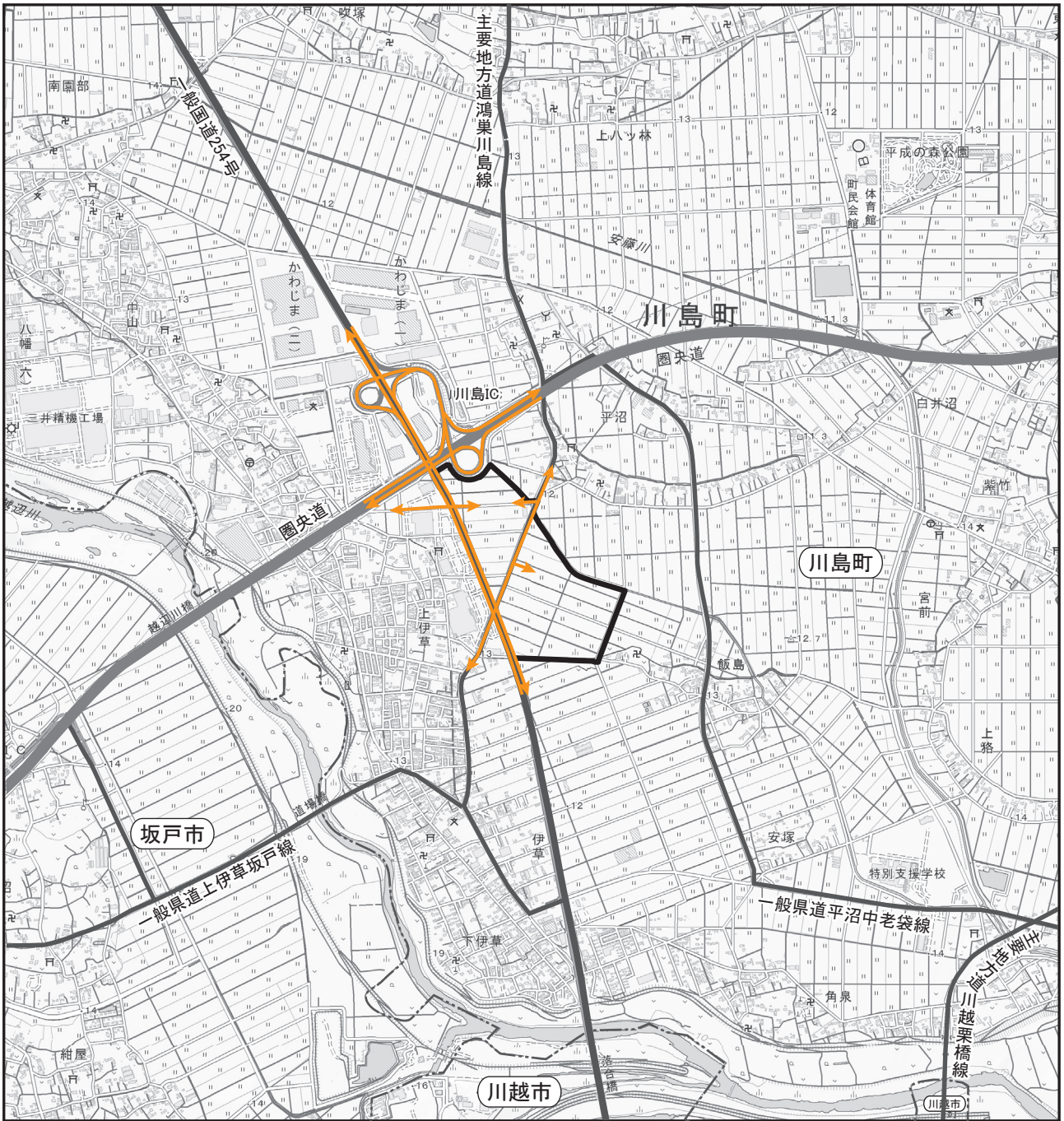


図2-7 雨水排水計画



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 関連車両の主要な走行経路(供用時)



1 : 25,000

図2-8 関連車両の主要な走行経路(供用時)

2.6.9 公園及び緑化計画

(1) 公園計画

公園計画は、図 2-9 に示すとおりである。

公園を計画地北側及び南側に配置する。公園内には樹木を多く植栽する緑地空間を計画し、植栽樹種についても当該地域の現存植生及び鳥類の餌となる樹種等を考慮し選定する。

また、計画地の公園には湿地環境を創出する。

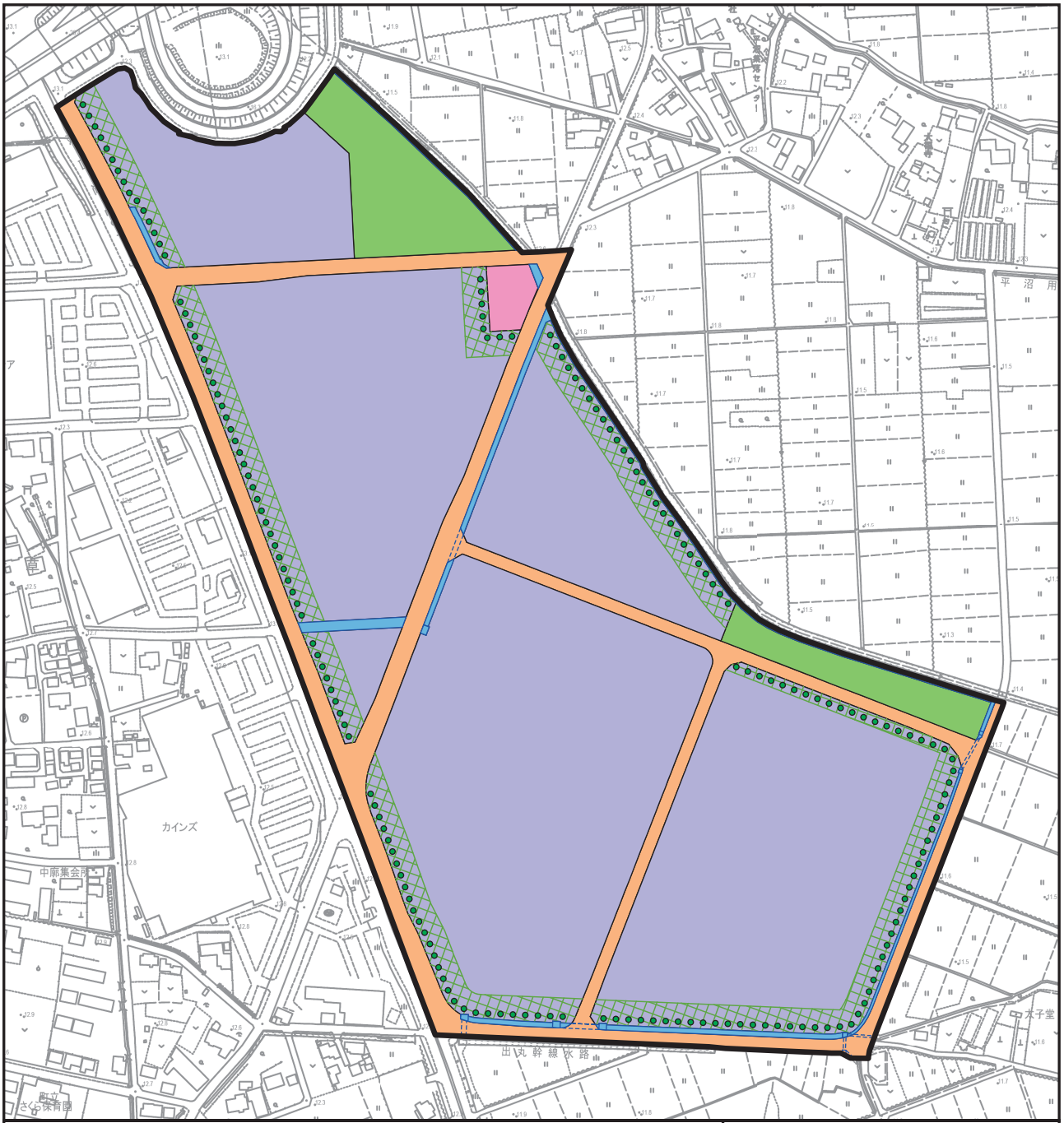
(2) 緑化計画

緑化計画は、図 2-9 に示すとおりである。









潤いのあるまち並みが形成されるように、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、環境負荷の低減及び周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の整備を行う。

「川島インターチェンジ南側地区地区計画」において、建築物の緑化率の最低限度を20%に定める予定である。

また、敷地面積 3,000 m²以上の進出企業には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地面積の20%以上の緑地を確保するよう指導する。



凡例

- | | | | |
|---|---------|---|---------|
|  | : 計画地 |  | : 企業用地 |
| 【公園・緩衝緑地帯】 | |  | : 下水道施設 |
|  | : 公園・緑地 |  | : 道路 |
|  | : 緩衝緑地帯 |  | : 水路 |
|  | : 高木植栽帯 | | |

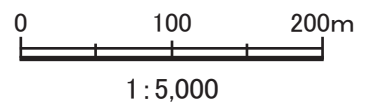
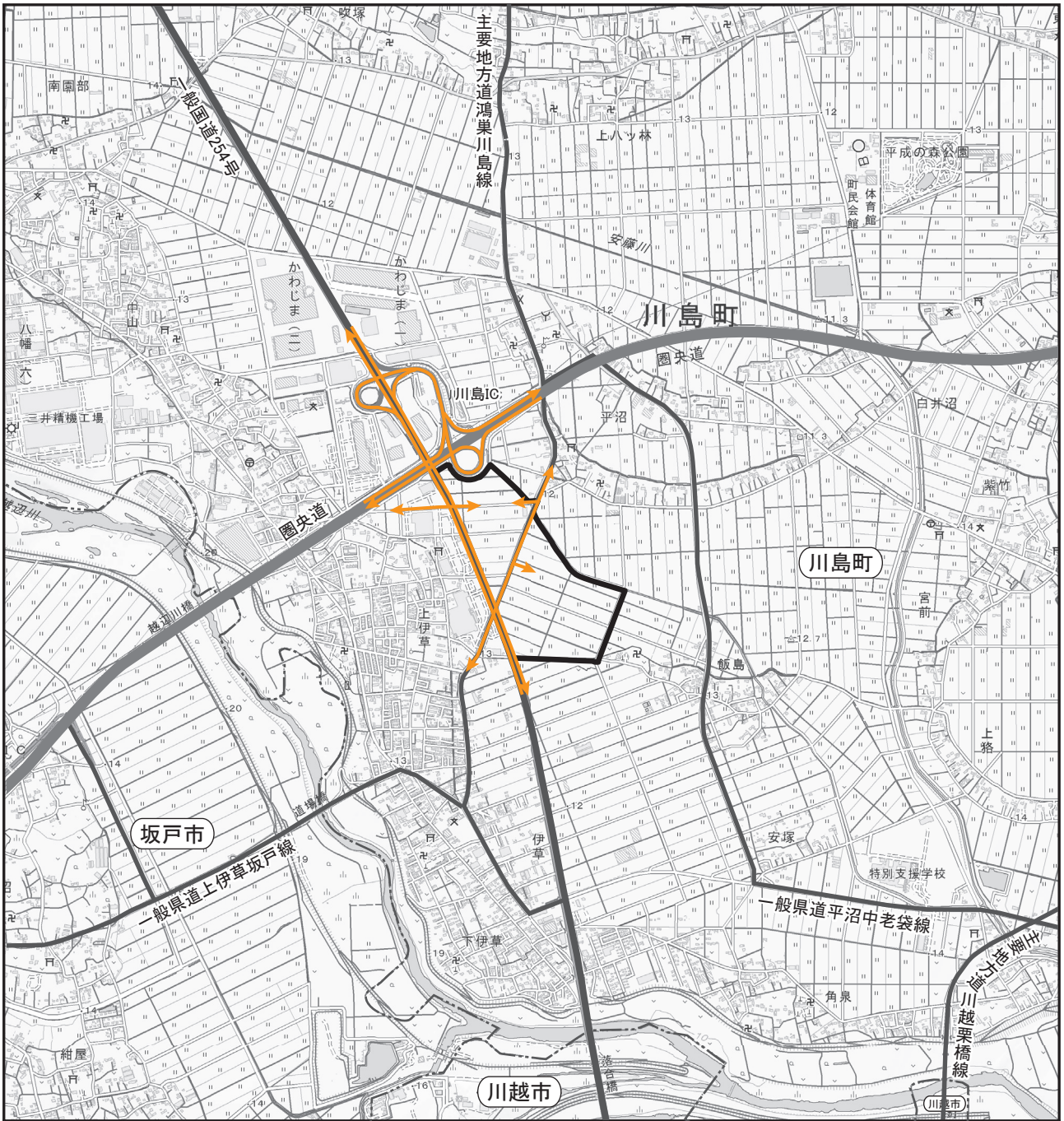
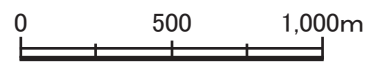


図2-9 公園・緑化計画図



凡例

- : 計画地
- : 市町界
- : 高速道路
- : 国道
- : 主要地方道、一般県道
- ↔ : 資材運搬等の車両の主要な走行経路



1 : 25,000

図2-10 資材運搬等の車両の主要な走行経路(工事中)

第 3 章 地域の概況

既存資料の収集・整理により、地域特性を把握した。

既存資料の調査範囲は、「埼玉県環境影響評価条例」第 4 条第 3 項の環境に影響を及ぼす地域に関する基準に基づき、計画地周辺 3km とし、川島町、坂戸市、川越市、東松山市（以下、「関係市町」という。）を基本とした。

また、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大、または縮小した。

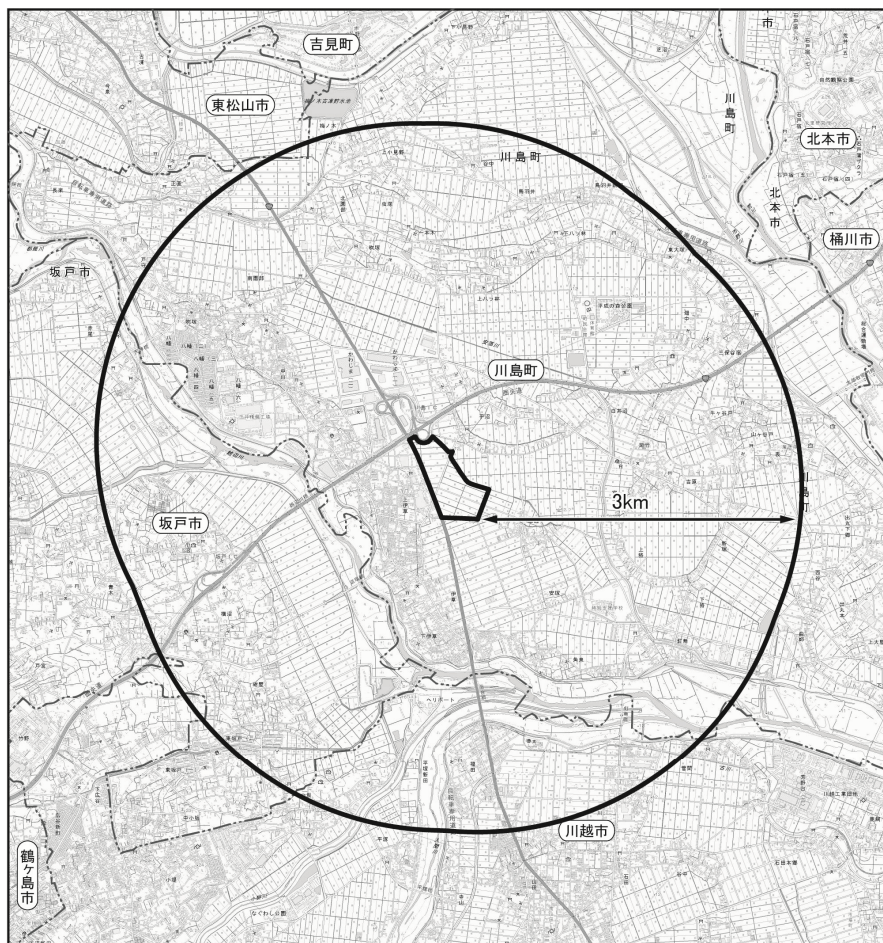
第 4 章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」を基準として設定した。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりであり、川島町、坂戸市、川越市及び東松山市の一部が含まれる。



- : 計画地 - - - : 市町界
○ : 環境に影響を及ぼす地域 (計画地敷地境界から3km)

図 4.2-1 環境に影響を及ぼす地域

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間行われた。

期間:令和3年5月21日(金)～令和3年6月21日(月)

場所:川島町まち整備課、埼玉県環境部環境政策課、埼玉県西部環境管理事務所、埼玉県東松山環境管理事務所、川越市環境政策課、東松山市環境政策課、坂戸市環境政策課の各庁舎内

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について令和3年5月21日(金)から令和3年7月5日(月)までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けた。提出された3件の意見書の概要は、表5-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 5-1(1) 意見の概要

	意見の概要
意見書 1	<p>1. 景観悪化への懸念</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 景観の悪化についての懸念と危惧 巨大で高層な物流倉庫等が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうのではないかと大変心配し、生活環境の維持、特に周辺地域の景観の維持・保全について強い懸念を持つとともに、大きな危惧を抱いている。 環境影響評価調査の的確な実施とともに景観保全を主眼とした地区計画の策定等が必要だと思う。 <p>2. 調査計画書への修正要望(ページは概要版)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 67 ページ「4.11 景観(1) 現況調査 ①調査内容 ウ. 主要な眺望景観」について、次の文言を追加する。(アンダーライン部分) 「調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況(秩父の山並み、富士山、工作物、水田及び畑地等の耕作地等)とする。」 ・ 69 ページ「4.11 景観(1) 現況調査③調査地域・地点(景観の現地調査地点)」について、景観の現地調査地点を4ヶ所増やすこと。 ・ 70 ページ「4.11 景観(2) 予測②予測方法イ. 主要な眺望地点の状況及び主な眺望景観」について、フォトモンタージュの建物高さを、いくつかのケースに分けて複数作成し、予測については、どの程度秩父の山並みや富士山が見えなくなるかに着目して行ってほしい。 ・ 70 ページ「(3) 評価②環境の保全に関する配慮方針」について、次の文章を追加すること。 「・これまでの秩父の山並みや富士山の全景などの美しい景観が、企業の立地により損なわれないように、建築物の高さの最高限度の規制(高さ制限)を行う。」

表 5-1(2) 意見の概要

	意見の概要
意見書 1	<p>・93 ページ「表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況」の一覧表(区分の最下段)について、この表の区分の最下段(「人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき記載事項」)の 5 項目のうち、該当欄が×印となっている 3 項目については、「計画地及び周辺地域の状況」の欄の記述を、次のように修正するとともに×印をすべて○印に修正すること。</p> <p>各項目の修正文と修正理由は、次の通り。</p> <p>ア.当該区分の最上段(埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった特色ある情景を形作っており、環境(景観)保全上、配慮すべき地域である。</u>」</p> <p>イ.当該区分の上から 3 番目(すぐれた自然の風景地等、人と自然がふれあう場) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった美しい景観を有しており、優れた自然の風景地となっている。</u>」</p> <p>ウ.当該区分の最下段(文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。</u>」 →「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しており、計画地に近接する地域には自然堤防上に形成された農村の風情を色濃く残す農村集落が分布している。</u>」</p> <p>・94 ページ「表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討」について、一覧表(区分の上から 3 番目)に建築物の高さ規制等の文章を追加すること。</p> <p>3.町及び地権者協議会への要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観保全を主眼とした地区計画の策定 景観保全を主眼とした地区計画の策定を要望する。建築物の形態及び高さの最高限度(高さ規制)を設定することが必要である。 ●企業の誘致は、環境への負荷の小さい業種を優先すべき 製造業を中心とした企業(できれば研究開発型企业)を優先して誘致を進めることを要望する。 ●近接する集落における交通量の急増への懸念 前平沼における町道の交通量が急増しないよう、開発区域内の道路の配置・整備を含め十分な配慮をしてほしい。 ●町及び地権者協議会へのお願い これまでのような美しい景観が大きなダメージを受けて失われてしまうと大変心配していること、また景観の維持・保全のため、地区計画を策定して、建築物の最高限度の高さ規制を導入する必要がある旨の要望が出されていることを話していただきたい。併せて、今回の意見と要望についての理解と協力をお願いしていただきたい。 今回のインター南側地区の開発そのものに反対しているわけではなく、これまでと同様に美しい景観を維持・保全して欲しい、周辺住民の生活環境を維持し守って欲しいという観点から、今回のような意見と要望を言っている。
意見書 2	<p>計画地周辺で確認された貴重な動物の 1 種にコウノトリを入れてはどうか。</p>
意見書 3	<p>1.事業予定地周辺で活動している自然環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p> <p>2.川島インターチェンジ北側土地区画整理事業で判明した問題点および事後調査の結果を参考に、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p> <p>3.事業地内に残る緑地及び創出する緑地の面積、植生等を明確にしてほしい。</p>

第6章 調査計画書についての知事の意見

「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業 環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。
- (2) 造成工事に伴う盛土については、汚染物質等を含まない安全な材料を使用すること。
- (3) 圏央道建設に伴う調査において荒川自然堤防上から埋蔵文化財が発見されている。荒川及び入間川の自然堤防が計画地内まで続き、同様の遺跡が埋没している可能性があるため、慎重に工事を進めること。
- (4) 水田地帯の改変に伴う水流の変化による周辺集落及び営農地への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。
- (5) 供用時の進出企業による再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進により、温室効果ガス排出の削減に努めること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

進出予定企業の業種を製造業、運輸業としているが、事業内容及び周辺環境への影響(交通流への影響を含む)を具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。

なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音

道路交通騒音の予測、評価にあたっては、次の点に注意して行うこと。

ア 圏央道の高架部分による反射の影響を加味して予測・評価を行うこと。

イ 事業予定地における一般的な道路断面における騒音の影響を把握できるようにすること。

(3) 地盤

造成前後において、同じ地点で調査できるよう調査地点を適切に選定し計測すること。

(4) 動物・植物

ア 広範囲にわたり水辺環境が消失することとなるので、水生生物や湿生植物への影響に特に留意し、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 植物の調査にあたっては、現地の実状にあった結果となるよう十分注意するとともに、荒川低地の水田環境の重要性に十分配慮し植物の多様性に留意して行うこと。

ウ 湧水が確認された場合には、当該湿生環境の改変に伴う予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。

(5) 景観

水田地帯が消失することによる景観への影響が把握できるよう、調査、予測及び評価を行うこと。

3 事後調査について

(1) 大気

供用後の進出企業が与える影響に合わせて調査項目を選定すること。

(2) 大気・悪臭

調査地点は、四方又は風向に留意した地点とすること。

(3) 騒音・振動・地盤

現況と供用開始後の影響を比較できる調査地点を選定すること。

(4) 動物・植物

保全すべき湿性環境が確認された場合には、講じた環境保全措置の状況を継続して把握すること。

第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 5 章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は 3 件であった。

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解は、表 7.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 7.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
景 観	<p>1. 景観悪化への懸念</p> <p>● 景観の悪化についての懸念と危惧</p> <p>巨大で高層な物流倉庫等が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうのではないかと大変心配し、生活環境の維持、特に周辺地域の景観の維持・保全について強い懸念を持つとともに、大きな危惧を抱いている。</p> <p>環境影響評価調査の的確な実施とともに景観保全を主眼とした地区計画の策定等が必要だと思う。</p>	<p>周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、景観にも配慮した地区計画の策定を致しました。</p>
	<p>2. 調査計画書への修正要望(ページは概要版)</p> <p>・67 ページ「4.11 景観(1) 現況調査 ①調査内容 ウ. 主要な眺望景観」について、次の文言を追加する。(アンダーライン部分)「調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況(秩父の山並み、富士山、工作物、水田及び畑地等の耕作地等)とする。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第 10 章 10.11 景観に「山並み、富士山」を追記しました。</p>
	<p>・69 ページ「4.11 景観(1) 現況調査③調査地域・地点(景観の現地調査地点)」について、景観の現地調査地点を 4ヶ所増やすこと。</p>	<p>ご指摘を踏まえ現地調査地点を追加致しました。</p>
	<p>・70 ページ「4.11 景観(2) 予測②予測方法イ. 主要な眺望地点の状況及び主な眺望景観」について、フォトモンタージュの建物高さを、いくつかのケースに分けて複数作成し、予測については、どの程度秩父の山並みや富士山が見えなくなるかに着目して行ってほしい。</p>	<p>秩父の山並みの垂直見込角は約 2°、富士山の垂直見込角は約 2.5° と小さいため、眺望地点によっては高さ 5m の建物でも、秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインよりも高くなります。このため、建築物の高さを下げた場合でも、全ての場所で秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインに影響を及ぼさないよう配慮するのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ調査計画書時より調査地点数を増やし、どの位置でどの程度秩父の山並みや富士山が見えなくなるかに着目して予測・評価を行いました。</p>
	<p>・70 ページ「(3) 評価②環境の保全に関する配慮方針」について、次の文章を追加すること。</p> <p>「これまでの秩父の山並みや富士山の全景などの美しい景観が、企業の立地により損なわれないように、建築物の高さの最高限度の規制(高さ制限)を行う。」</p>	<p>前述のとおり、すべての場所で景観に影響を及ぼさないよう配慮することは難しいため、計画書に記載のとおり、環境の保全に関する配慮方針としては、「進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。」と考えます。</p>

表 7.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
景観	<p>・93 ページ「表 6-4 配慮すべき地域とその分布状況」の一覧表(区分の最下段)について、この表の区分の最下段(「人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき記載事項」)の5項目のうち、該当欄が×印となっている3項目については、「計画地及び周辺地域の状況」の欄の記述を、次のように修正するとともに×印をすべて○印に修正すること。</p> <p>各項目の修正文と修正理由は、次の通り。</p> <p>ア.当該区分の最上段(埼玉県原風景や特色ある情景を形作っている景観) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった特色ある情景を形作っており、環境(景観)保全上、配慮すべき地域である。</u>」</p> <p>イ.当該区分の上から3番目(すぐれた自然の風景地等、人と自然がふれあう場) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には分布しない。</u>」→「<u>計画地及び周辺地域は水田と秩父の山並み、富士山の全景が一体となった美しい景観を有しており、優れた自然の風景地となっている。</u>」</p> <p>ウ.当該区分の最下段(文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気) (修正文)「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しているが、計画地に近接する地域には分布していない。</u>」 →「<u>計画地及び周辺地域には町指定の文化財が分布しており、計画地に近接する地域には自然堤防上に形成された農村の風情を色濃く残す農村集落が分布している。</u>」</p>	<p>ご意見のア及びイについては、前述のとおり、秩父の山並み、富士山については、遠方であり「埼玉県の原風景や特色のある情景を形作っている景観」「すぐれた自然の風景地等、人と自然がふれあう場」というよりは「日常的景観」と考えます。</p> <p>ウについては、文化財あるいはこれに準ずる町並みではないため、×印としております。</p>
事業計画等について	<p>・94 ページ「表 6-5 対象事業による影響の回避または低減措置の検討」について、一覧表(区分の上から3番目)に建築物の高さ規制等の文章を追加すること。</p> <p>3.町及び地権者協議会への要望</p> <p>●景観保全を主眼とした地区計画の策定</p> <p>景観保全を主眼とした地区計画の策定を要望する。建築物の形態及び高さの最高限度(高さ規制)を設定することが必要である。</p>	<p>前述のとおり、秩父の山並みの垂直見込角は約2°、富士山の垂直見込角は約2.5°と小さいため、眺望地点によっては高さ5mの建物でも、秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインよりも高くなります。このため、建築物の高さを下げた場合でも、全ての場所で秩父の山並みや富士山等の山々のスカイラインに影響を及ぼさないよう配慮するのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。</p> <p>本事業では、計画区域を市街化調整区域から市街化区域へ変更し、用途地域は工業地域に指定する予定でおります。建築物の高さの最高限度につきましては、ご意見にあります地区計画で定める予定でおります。具体的な限度につきましては、周辺環境にも配慮しつつ、今後、進出予定企業の意向等も踏まえて検討いたします。</p>

表 7.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画等について	<p>●企業の誘致は、環境への負荷の小さい業種を優先すべき 製造業を中心とした企業(できれば研究開発型企業)を優先して誘致を進めることを要望する。</p>	<p>立地可能な業種(建築物等)につきましては、地区計画に定めることができる「建築物等の用途の制限」において検討します。 貴重なご意見として、検討の際の参考にさせていただきます。</p>
	<p>●近接する集落における交通量の急増への懸念 前平沼における町道の交通量が急増しないよう、開発区域内の道路の配置・整備を含め十分な配慮をしてほしい。</p>	<p>ご意見いただきました近隣集落方面の交通量が急増しないよう、進出予定企業に周知する等の対応を検討致します。</p>
	<p>●町及び地権者協議会へのお願い これまでのような美しい景観が大きなダメージを受けて失われてしまうと大変心配していること、また景観の維持・保全のため、地区計画を策定して、建築物の最高限度の高さ規制を導入する必要がある旨の要望が出されていることを話していただきたい。併せて、今回の意見と要望についての理解と協力をお願いしていただきたい。 今回のインター南側地区の開発そのものに反対しているわけではなく、これまでと同様に美しい景観を維持・保全して欲しい、周辺住民の生活環境を維持し守って欲しいという観点から、今回のような意見と要望を言っている。</p>	<p>いただいたご意見・ご要望につきましては、川島インターチェンジ南側開発地権者協議会、日東商事株式会社グループ、川島町の3者で共有致しました。</p>
動物	<p>計画地周辺で確認された貴重な動物の1種にコウノトリを入れてはどうか。</p>	<p>準備書第3章の既存資料調査の結果に追加致しました。</p>
	<p>1.事業予定地周辺で活動している自然環境保全団体等から情報収集を行い、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p>	<p>事業予定地周辺で活動している自然環境保全団体等の資料等の情報も必要に応じて参考に準備書を作成致しました。</p>
	<p>2.川島インターチェンジ北側土地区画整理事業で判明した問題点および事後調査の結果を参考に、調査、予測及び評価に活かして欲しい。</p>	<p>川島インターチェンジ北側土地区画整理事業の事後調査結果等を参考に、調査、予測及び評価を行いました。</p>
	<p>3.事業地内に残る緑地及び創出する緑地の面積、植生等を明確にしてほしい。</p>	<p>準備書第2章に記載致しました。</p>

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示された知事の意見と事業者の見解は、表7.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
1 事業計画について	(1) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。	事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、土地利用計画を定めました。
	(2) 造成工事に伴う盛土については、汚染物質等を含まない安全な材料を使用すること。	造成工事に伴う盛土については、汚染物質等を含まない安全な材料を使用致します。
	(3) 圏央道建設に伴う調査において荒川自然堤防上から埋蔵文化財が発見されている。荒川及び入間川の自然堤防が計画地内まで続き、同様の遺跡が埋没している可能性があるため、慎重に工事を進めること。	埋蔵文化財包蔵地等に関しましては、関係課等と協議し、適切に対応を行ってまいります。
	(4) 水田地帯の改変に伴う水流の変化による周辺集落及び営農地への影響及び地下水への影響について言及し、状況を明らかにすること。	現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としています。計画地内の灌漑排水は、切り回しを行う予定であり、下流に影響がないように計画しています。計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置しており、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、地下水への影響は極めて小さいと考えています。その旨を記載しました。
	(5) 供用時の進出企業による再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進により、温室効果ガス排出の削減に努めること。	進出企業に再生可能エネルギーの普及拡大及び省エネの推進により、温室効果ガス排出の削減に努めるよう指導してまいります。
2 調査、予測及び評価について	(1) 全般的事項 進出予定企業の業種を製造業、運輸業としているが、事業内容及び周辺環境への影響(交通流への影響を含む)を具体的に把握した上で、予測及び評価を行うこと。 なお、事業内容に不明確な部分が残る場合には、最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行うこと。	最大の負荷が見込まれる業種で予測及び評価を行いました。
	(2) 騒音 道路交通騒音の予測、評価にあたっては、次の点に注意して行うこと。 ア 圏央道の高架部分による反射の影響を加味して予測・評価を行うこと。	高架部分による反射の影響を考慮し予測・評価を行いました。
	イ 事業予定地における一般的な道路断面における騒音の影響を把握できるようにすること。	事業予定地における一般的な道路断面における騒音の影響を把握できるように調査・予測・評価を行いました。
(3) 地盤 造成前後において、同じ地点で調査できるように調査地点を適切に選定し計測すること。	事後調査においては、造成前後において、同じ地点で調査できるように調査地点を設定致します。	

表 7.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
2 調査、予測及び評価について	(4) 動物・植物 ア 広範囲にわたり水辺環境が消失することとなるので、水生生物や湿生植物への影響に特に留意し、調査、予測及び評価を行うこと。	水生生物や湿生植物への影響に留意し、調査、予測及び評価を行いました。
	イ 植物の調査にあたっては、現地の実状にあった結果となるよう十分注意するとともに、荒川低地の水田環境の重要性に十分配慮し植物の多様性に留意して行うこと。	植物調査については、適切に現地状況を把握できるよう行いました。
	ウ 湧水が確認された場合には、当該湿生環境の改変に伴う予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。	本事業地内及び周辺地域において、湧水は確認されませんでした。
(5) 景観	水田地帯が消失することによる景観への影響が把握できるよう、調査、予測及び評価を行うこと。	水田地帯が消失することによる景観への影響が把握できるよう、調査、予測及び評価を行いました。
3 事後調査について	(1) 大気 供用後の進出企業が与える影響に合わせて調査項目を選定すること。	調査、予測、評価の結果、工事中及び供用時ともに将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、著しい影響はないものと評価いたしました。また、予測に用いた手法は環境影響評価において広く使用されており、予測の精度は確保されていると考えられるため、事後調査項目として選定いたしませんでした。
	(2) 大気・悪臭 調査地点は、四方又は風向に留意した地点とすること。	大気質については、上述のとおりであり、また悪臭につきましても、調査、予測、評価の結果、工事中及び供用時ともに将来予測濃度は、環境基準等を満足するものと予測されることから、著しい影響はないものと評価いたしました。また、予測に用いた手法は環境影響評価において広く使用されており、予測の精度は確保されていると考えられるため、事後調査項目として選定いたしませんでした。
	(3) 騒音・振動・地盤 現況と供用開始後の影響を比較できる調査地点を選定すること。	事後調査項目として選定しました供用時の自動車交通の発生に伴う騒音につきましては、予測を行った地点と同様の地点で事後調査を行い、影響を比較できるよう致します。 また、地盤についても、工事前、工事中、供用開始後の影響を比較できる地点で事後調査を行い、影響を比較できるよう致します。
	(4) 動物・植物 保全すべき湿性環境が確認された場合には、講じた環境保全措置の状況を継続して把握すること。	環境保全措置の状況を継続して把握致します。

第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

8.1 調査・予測・評価の項目

本事業における環境影響評価項目は表 8.1-1 に、項目として選定しない理由については表 8.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 8.1-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

事業の種類		工業団地・流通業務施設										
影響要因の区分		工 事					存在・供用					
環境影響要因		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	造成地の存在	施設の存在	施設の稼働		自動車交通の発生			
							工業団地	流通業務施設	工業団地	流通業務施設		
調査・予測・評価の項目												
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	●	●				●		●	●	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						●				
		浮遊粒子状物質	◎	◎				●		●	●	
		微小粒子状物質						×		×	×	
		炭化水素(非メタン炭化水素)		◎						●	●	
		粉じん	●	●	●							
		水銀等(水銀及びその化合物)						×				
	騒音・低周波音	騒音	●	●				●		●	●	
		低周波音						●				
	振動	振動	●	●				●		●	●	
		臭気指数又は臭気の濃度						●				
	悪臭	特定悪臭物質						◎				
		公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量						×	×		
	浮遊物質				●							
	窒素及び燐							×				
	水温											
	水素イオン濃度				◎							
	溶存酸素量											
	その他の生活環境項目											
	健康項目等							×				
	底質		強熱減量									
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量									
		底質に係る有害物質等						×				
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						×				
		水象	河川等の流量、流速及び水位				●					
	地下水の水位及び水脈					○						
	温泉、鉱泉											
	堤防、水門、ダム等の施設											
	土壌	土壌に係る有害項目						×				
	地盤	地盤沈下				○						
地象		土地の安定性			×	×						
	地形及び地質(重要な地形及び地質)				×							
	表土の状況及び生産性				×							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種	●		●							
		保全すべき種			●	●						
	植物	植生及び保全すべき群落			●	●						
		緑の量				×						
生態系	地域を特徴づける生態系	●		●								
	景観資源(自然的景観資源及び歴史的景観資源)				●	●						
景観	眺望景観				●							
	人と自然との豊かなふれあいの場の確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	自然とのふれあいの場	●		●	●	○	○	◎	◎		
史跡・文化財		指定文化財等				×						
		埋蔵文化財等				×						
日照阻害		日影の状況				●						
電波障害		電波受信状況				×						
風害		局所的な風の発生状況										
光害		人工光又は工作物による反射光										
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目		廃棄物等	廃棄物		●			●	●			
			残土		×							
		温室効果ガス等	雨水及び処理水					●	●			
	温室効果ガス		●	●	●		●	●	●			
オゾン層破壊物質					×							
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	×	×	×							

注) ●:標準的に選定する項目

◎:標準外項目であるが事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目

○:事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目

×:標準的に選定する項目及び事業特性、地域特性等を考慮して選定する項目のうち、今回選定しない項目

表 8.1-2(1) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由	
大気質	微小粒子状物質	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働及び自動車交通の発生に伴って排出される微小粒子状物質については、現状では発生源との因果関係等を示す明確な知見がないものと考えられ、その環境影響については不明な部分が多い。また、予測・評価については類似事例等が少ないことやシミュレーション手法が一般的に確立されていないため予測・評価の項目として選定しない。なお、現況を把握するため調査の項目として選定する。	
	水銀等(水銀及びその化合物)、その他の大気質に係る有害物質等	本事業は、製造業、運輸業を中心とした土地利用の計画であるが、水銀やその他有害物質を大量に取り扱う企業が立地する可能性は極めて小さく、これらの物質を扱う企業が進出した場合においても、埼玉県生活環境保全条例等に基づき、適正に管理がなされることから、周辺環境へ及びず影響はないものと考えられる。したがって、水銀等(水銀及びその化合物)については調査・予測・評価の項目として、その他の大気質に係る有害物質等については予測・評価の項目として選定しない。なお、現況を把握するためその他の大気質に係る有害物質等については、調査の項目として選定する。	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及び燐、健康項目等	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水が発生するが、下水道へ放流し、公共用水域へは直接放流しないため、公共用水域の水質及び底質については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	底質	底質に係る有害物質等	
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う汚水排水が発生するが、下水道へ放流する。また、存在・供用時における地下水汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しない。 各進出企業に対しては、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させることから、地下水汚染の要因はないものと考えられるため、地下水の水質については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
土 壤	土壌に係る有害項目	存在・供用時において、各進出企業の施設の稼働に伴う土壌汚染は、有害物質を含む薬剤等の不適切な管理・保管や事故等による漏洩により起こるものであり、適正な操業の下では発生しない。 各進出企業に対しては、有害物質を含む薬剤等の適正な管理・保管や事故防止を徹底させることから、土壌汚染の要因はないものと考えられるため、土壌に係る有害項目については、調査・予測・評価の項目として選定しない。	
地 象	土地の安定性		計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、地盤の法面安定計算を必要とするような長大な盛土の設置は行わないことから、土地の安定性については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	地形及び地質(重要な地形及び地質)		計画地内には重要な地形及び地質は存在しないため、地形及び地質(重要な地形及び地質)については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
	表土の状況及び生産性		計画地は主に水田及び畑地等である。また、本事業は土地区画整理事業として計画地を盛土等により造成する。したがって、表土の状況及び生産性については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
植 物	緑の量		計画地は主に水田及び畑地等であり、樹林地は分布していない。また、都市的地域には該当しないことから、緑の量については、調査・予測・評価の項目として選定しない。

表 8.1-2(2) 調査・予測・評価の項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		選定しない理由
史跡・文化財	指定文化財等	計画地内には指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないため、史跡・文化財については、調査・予測・評価の項目として選定しない。 なお、本事業実施中に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り、適切に対処する。
	埋蔵文化財等	
電波障害	電波受信状況	本事業は土地区画整理事業であり、電波障害対策は、各進出企業が建築物高さ等を考慮し、個別に実施することとなるため、電波障害については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
廃棄物等	残土	計画地は平坦な地形を呈する水田及び畑地等であり、主として盛土により造成を行い、余剰な土壌は発生しない計画のため、造成等の工事に伴う残土については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時において、オゾン層破壊物質を大量に製造する企業が進出する可能性はなく、また、オゾン層破壊物質を含む空調機や冷凍冷蔵施設等を使用する進出企業に対しては、各種関連法令等に基づき適正に管理や廃棄等を徹底させることから、オゾン層破壊物質の漏洩はないものと考えられるため、オゾン層破壊物質については、調査・予測・評価の項目として選定しない。
放射線の量	放射線の量	計画地周辺における空間線量率の測定結果は低い値を示しており、工事中において、粉じん等の飛散防止対策、土砂等の流出防止対策を実施し、周辺地域への拡散・流出による影響は軽微であると考えられるため、放射線の量については、調査・予測・評価の項目として選定しない。

8.2 調査内容

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現況調査(現地調査)を実施した項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、水象、地盤、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場及び日照障害の13項目である。各項目の現地調査の概要は表8.2-1(1)～(2)に示すとおりである。なお、廃棄物等及び温室効果ガス等については、現況調査を実施しない。

表 8.2-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目	調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点	
大気質	一般環境大気質	二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 炭化水素(非メタン炭化水素) 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	計画地内1地点
		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン	4季×1日	計画地内1地点
		降下ばいじん	4季×1ヵ月間測定	計画地内1地点
	沿道環境大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素(非メタン炭化水素) 微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	沿道5地点
		微小粒子状物質(PM2.5)	4季×7日間連続測定	沿道2地点
気象	地上気象(風向、風速)	4季×7日間連続測定	計画地内1地点	

表 8.2-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
騒音・ 低周波音	騒音	環境騒音の騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	年 2 回(平日、休日) 各 1 日 24 時間測定	計画地内 2 地点
		道路交通騒音の騒音レ ベル(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	年 2 回(平日、休日) 各 1 日 24 時間測定	沿道 5 地点
	低周波音	低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レ ベル)	年 2 回(平日、休日) 各 1 日 24 時間測定	計画地内 2 地点 (環境騒音と同地点)
	道路交通	自動車交通量 (大型車、小型車、自動 二輪車)	年 2 回(平日、休日) 各 1 日 24 時間測定	5 地点断面 (道路交通騒音と同地点)
振 動	振 動	環境振動の振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	年 2 回(平日、休日) 各 1 日 24 時間測定	計画地内 2 地点 (環境騒音と同地点)
		道路交通振動の振動レ ベル(L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	年 2 回(平日、休日) 各 1 日 24 時間測定	沿道 5 地点 (道路交通騒音と同地点)
	地盤卓越振動数	年 1 回	沿道 5 地点 (道路交通振動と同地点)	
悪 臭	悪 臭	特定悪臭物質(22 項目)	年 1 回(夏季)	計画地内 2 地点
		臭気指数(濃度)	年 1 回(夏季)	
水 質	公共用水域 の水質	浮遊物質量 水素イオン濃度	通常時:年 3 回 降雨時:年 1 回	雨水放流前及び先水路等 5 地点
水 象	河川等の流 量、流速及 び水位	流量 流速 水位	通常時:年 3 回 降雨時:年 1 回	放流前及び先水路等 5 地 点(水質と同地点)
	地下水の水 位及び水脈	地下水位 水脈	1 年間連続及び月 1 回 年 1 回	計画地内 5 地点 計画地内 6 地点
地 盤	地盤沈下	地質等の状況 (ボーリング調査)	年 1 回	計画地内 6 地点
動 物	動 物	哺乳類	春季、夏季、秋季、冬 季	計画地及び周辺地域 約 200m の範囲
		鳥類(全般)	春季、初夏季(繁殖 期)、夏季、秋季、冬季	
		両生・爬虫類、 昆虫類	春季、初夏季、夏季、 秋季	
		魚類、底生動物	春季、夏季、秋季、冬 季	
植 物	植 物	植物相	早春、春季、夏季、秋 季	計画地及び周辺地域約 1km の 範囲
		植物群落(植生)	夏季、秋季	
生態系	生態系	生態系、着目種等	動物、植物と同様	
景 観	景 観	景観資源の状況 主要な眺望景観の状況	春季、夏季、秋季、冬 季	計画地周辺地域約 1km の 範囲
自然との ふれあいの 場	自然とのふ れあいの場	自然とのふれあいの場の 資源、周辺環境、利用状 況、交通手段	春季～初夏の 1 回	計画地周辺地域約 1km の 範囲
日照障害	日照障害	日影の状況	年 1 回	計画地及び周辺地域

第 9 章 第 8 章の選定についての知事の技術的助言の内容

「第 8 章 環境影響評価の調査項目及び調査方法」の選定についての知事の技術的な助言は特に受けていない。

第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

本事業に係る環境影響評価項目の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果の概要は、表 10-1(1)～(32)に示すとおりである。

表 10-1(1) 調査及び予測・評価結果の概要

現地調査の概要	
大気質	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 一般環境大気質</p> <p>ア. 二酸化窒素 日平均値最高値は 0.010～0.018ppm、期間平均値は 0.006～0.012ppm、1 時間値最高値は 0.016～0.036ppm であった。日平均値最高値を環境基準と比較すると、いずれの時期も環境基準の範囲内の値であった。</p> <p>イ. 二酸化硫黄 日平均値最高値は<0.001～0.001ppm、期間平均値は<0.001～0.001ppm、1 時間値最高値は 0.001～0.003ppm であった。日平均値最高値及び 1 時間値最高値を環境基準と比較すると、いずれの時期も環境基準値を下回っていた。</p> <p>ウ. 浮遊粒子状物質 日平均値最高値は 0.017～0.027mg/m³、期間平均値は 0.011～0.020mg/m³、1 時間値最高値は 0.030～0.065mg/m³ であった。日平均値最高値及び 1 時間値最高値を環境基準と比較すると、いずれも環境基準値を下回っていた。</p> <p>エ. 炭化水素(非メタン炭化水素) 日平均値の期間平均値は 0.11～0.18ppmC、午前 6～9 時の 3 時間平均値の期間平均値は 0.13～0.19ppmC、3 時間平均値の最高値は 0.19～0.27ppmC であった。3 時間平均値の最高値を指針値と比較すると、いずれの時期も指針値の範囲内又は下回っていた。</p> <p>オ. 微小粒子状物質 (PM2.5) 日平均値の最高値は 10.6～20.1 μg/m³、期間平均値は 6.3～15.6 μg/m³、全期間平均値は 9.8 μg/m³ であった。日平均値最高値及び全期間平均値を環境基準と比較すると、いずれも環境基準値を下回っていた。</p> <p>カ. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン 年間(4 季)平均値は、ベンゼンが 0.00065mg/m³、トリクロロエチレンが 0.00098mg/m³、テトラクロロエチレンが 0.00011mg/m³、ジクロロメタンが 0.0032mg/m³ であり、いずれの項目も環境基準値を下回っていた。</p> <p>キ. 降下ばいじん 降下ばいじん量は 1.8～4.1t/km²/月であり、いずれも生活環境を保全する上での目安である参考値を下回っていた。</p>

表 10-1(2) 調査及び予測・評価結果の概要

現地調査の概要	
大 気 質	<p>(2) 沿道環境大気質</p> <p>ア. 二酸化窒素 日平均値最高値は 0.011~0.030ppm、期間平均値は 0.007~0.027ppm、1 時間値最高値は 0.019~0.054ppm であった。日平均値の最高値を環境基準と比較すると、いずれの地点もすべての時期で環境基準を下回っていた。</p> <p>イ. 浮遊粒子状物質 日平均値最高値は 0.014~0.034mg/m³、期間平均値は 0.009~0.022mg/m³、1 時間値最高値は 0.024~0.068mg/m³ であった。日平均値最高値及び 1 時間値最高値を環境基準と比較すると、いずれの地点もすべての時期で環境基準値を下回っていた。</p> <p>ウ. 炭化水素(非メタン炭化水素) 日平均値の期間平均値は 0.08~0.28ppmC、午前 6~9 時の 3 時間平均値の期間平均値は 0.07~0.21ppmC、3 時間平均値の最高値は 0.09~0.61ppmC であった。3 時間平均値の最高値を指針と比較すると、No.3 及び No.5 の冬季で指針値を上回っていたが、他の地点では 4 季全てで指針値を下回っていた。</p> <p>エ. 微小粒子状物質 (PM2.5) 日平均値最高値は 11.5~20.0 μg/m³、期間平均値は 6.3~15.0 μg/m³、全期間平均値は 9.4~9.6 μg/m³ であった。日平均値最高値及び全期間平均値を環境基準と比較すると、いずれも環境基準値を下回っていた。</p>
	<p>(3) 気 象 各季の平均風速は、1.6~2.7m/秒であり、調査期間中全体の平均風速は、2.0m/秒であった。 調査期間全体の風配図をみると、北北西の風が卓越しており、出現率は 15.3%であった。季節別の風配図をみると、夏季は南の風、秋季は北よりの風、冬季は北北西の北風、春季は南南東から東南東の風が卓越していた。</p>

表 10-1(3) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要				
大気質	【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】			
	(1) 回避・低減の観点			
	<p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械は、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 ・ 建設機械のアイドルストップを徹底する。 ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものとする。</p>			
	(2) 基準、目標との整合の観点			
	<p>建設機械からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度(日平均値)は、二酸化窒素が 0.02947ppm(日平均値の年間 98%値)、浮遊粒子状物質が 0.03396mg/m³(日平均値の年間 2%除外値)であり、いずれの項目も整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>			
	建設機械の稼働に伴う大気質の評価			
		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
	項目	年平均値	日平均値	
	二酸化窒素(ppm)	0.01426	0.02947	0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
	浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.01478	0.03396	0.10mg/m ³ 以下
<p>注) 1. 将来予測濃度は、建設機械からの最大付加濃度出現地点における予測結果を示す。 2. 日平均値は、二酸化窒素は年間 98%値、浮遊粒子状物質は年間 2%除外値を示す。</p>				
【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】				
(1) 回避・低減の観点				
<p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両は、最新排出ガス規制適合車の使用に努める。 ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・ 資材運搬等の車両のアイドルストップを徹底する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものとする。</p>				

表 10-1(4) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要					
大気質	(2) 基準、目標との整合の観点				
	<p>道路端における将来予測濃度(日平均値)は、二酸化窒素が 0.020017~0.023933ppm (日平均値の年間 98%値)、浮遊粒子状物質が 0.032272~0.032499mg/m³(日平均値の年間 2%除外値)、非メタン炭化水素が 0.125476~0.126030ppmC(午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値)であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>				
	<p>資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価(二酸化窒素)</p> <p style="text-align: right;">単位: ppm</p>				
	予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
			年平均値	日平均値 (年間 98%値)	
	No.1	東側	0.010669	0.022880	0.04 ~ 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
		西側	0.011206	0.023865	
	No.2	東側	0.010582	0.022720	
		西側	0.011038	0.023557	
	No.3	東側	0.010756	0.023039	
西側		0.011243	0.023933		
No.4	東側	0.009718	0.021134		
	西側	0.009476	0.020690		
No.5	東側	0.009207	0.020197		
	西側	0.009109	0.020017		
<p>資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価(浮遊粒子状物質)</p> <p style="text-align: right;">単位: mg/m³</p>					
予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等	
		年平均値	日平均値 (年間 2%除外値)		
No.1	東側	0.014084	0.032440	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下	
	西側	0.014110	0.032496		
No.2	東側	0.014080	0.032431		
	西側	0.014103	0.032481		
No.3	東側	0.014087	0.032446		
	西側	0.014111	0.032499		
No.4	東側	0.014038	0.032339		
	西側	0.014026	0.032313		
No.5	東側	0.014012	0.032283		
	西側	0.014007	0.032272		

表 10-1(5) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要				
資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価(非メタン炭化水素)				
予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
		年平均値	3時間平均値	
No.1	東側	0.120387	0.125820	午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下
	西側	0.120489	0.125928	
No.2	東側	0.120364	0.125795	
	西側	0.120458	0.125895	
No.3	東側	0.120456	0.125893	
	西側	0.120585	0.126030	
No.4	東側	0.120214	0.125636	
	西側	0.120156	0.125574	
No.5	東側	0.120103	0.125518	
	西側	0.120064	0.125476	

【造成等の工事に伴う大気質への影響】

(1) 回避・低減の観点

工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。

- ・ 造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止を行う。
- ・ 計画地内の土砂等の運搬時には、必要に応じてシートで被覆する。
- ・ 工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する。

したがって、造成等の工事に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものとする。

(2) 基準、目標との整合の観点

予測地点における降下ばいじん量の最大値は、6.6～14.9t/km²/月であり、全地点及び季節で整合を図るべき基準等を下回っている。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

造成等の工事に伴う大気質の評価(21～22ヶ月目)

予測地点	季節	降下ばいじん量(t/km ² /月)			整合を図るべき基準等
		工事寄与 A	バックグラウンド B	合成 (A+B)	
北東側 住居付近	春季	7.8	4.1	11.9	20t/km ² /月
	夏季	11.6	3.3	14.9	
	秋季	7.7	3.1	10.8	
	冬季	8.9	1.8	10.7	
南東側 住居付近	春季	2.5	4.1	6.6	
	夏季	2.4	3.3	5.7	
	秋季	3.5	3.1	6.6	
	冬季	3.2	1.8	5.0	

注) バックグラウンドは現地調査結果とした。

大気質

表 10-1(6) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要

【施設の稼働に伴う大気質への影響】

(1) 回避・低減の観点

供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。
 ・ 供用後の進出企業に対して大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて排ガス処理施設の設置等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。
 したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと考えらる。

(2) 基準、目標との整合の観点

施設からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度(長期平均濃度:日平均値)は、二酸化窒素が 0.02271ppm(日平均値の年間 98%値)、二酸化硫黄が 0.00389ppm(日平均値の年間 2%除外値)、浮遊粒子状物質が 0.03518mg/m³(日平均値の年間 2%除外値)であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を満足している。

施設からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度(短期平均濃度:1 時間値)は、二酸化窒素が 0.03957ppm、二酸化硫黄が 0.03909ppm、浮遊粒子状物質が 0.07907mg/m³であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を下回っている。

したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。

施設の稼働に伴う大気質の評価(長期平均濃度)

項目	将来予測濃度		整合を図るべき基準等
	年平均値	日平均値等*	
二酸化窒素 (ppm)	0.00929	0.02271	0.04~0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
二酸化硫黄 (ppm)	0.00446	0.00389	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.01496	0.03518	0.10mg/m ³ 以下

注)*: 日平均値等は、二酸化窒素は日平均値の年間 98%値、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値を示す。

施設の稼働に伴う大気質の評価(短期平均濃度)

項目	大気安定度	風向	将来予測濃度	整合を図るべき基準等
			1 時間値	
二酸化窒素 (ppm)	B	SE	0.03957	0.1~0.2ppm 以下
二酸化硫黄 (ppm)	A-B	SSE	0.03909	0.1ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	A-B	SSE	0.07907	0.20mg/m ³ 以下

注) 1. 将来予測濃度は、施設からの最大付加濃度出現地点における予測結果を示す。

2. 風速は、いずれも 1m/s である。

大気質

表 10-1(7) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要

【供用時の自動車交通の発生に伴う大気質への影響】

(1)回避・低減の観点

供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。
 ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
 ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
 ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。
 したがって、自動車交通の発生に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと考える。

(2)基準、目標との整合の観点

道路端における将来予測濃度(日平均値または3時間平均値)は、二酸化窒素が0.020028～0.023992ppm(日平均値の年間98%値)、浮遊粒子状物質が0.032274～0.032505mg/m³(日平均値の年間2%除外値)、非メタン炭化水素が0.125480～0.126042ppmC(午前6時から9時までの3時間平均値)であり、すべての項目で整合を図るべき基準等を下回っている。
 したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと考える。

自動車交通の発生に伴う大気質の評価(二酸化窒素)

単位: ppm

予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値 (年間98%値)	
No.1	東側	0.010685	0.022909	0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
	西側	0.011227	0.023904	
No.2	東側	0.010428	0.022437	
	西側	0.011174	0.023807	
No.3	東側	0.010785	0.023093	
	西側	0.011275	0.023992	
No.4	東側	0.009736	0.021168	
	西側	0.009487	0.020711	
No.5	東側	0.009222	0.020224	
	西側	0.009115	0.020028	

大気質

表 10-1(8) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要				
自動車交通の発生に伴う大気質の評価(浮遊粒子状物質)				
単位: mg/m ³				
予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
		年平均値	日平均値 (年間 2%除外値)	
No.1	東側	0.014086	0.032444	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下
	西側	0.014112	0.032501	
No.2	東側	0.014076	0.032422	
	西側	0.014113	0.032503	
No.3	東側	0.014090	0.032453	
	西側	0.014114	0.032505	
No.4	東側	0.014040	0.032344	
	西側	0.014027	0.032315	
No.5	東側	0.014014	0.032287	
	西側	0.014008	0.032274	
自動車交通の発生に伴う大気質の評価(非メタン炭化水素)				
単位: ppmC				
予測地点		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
		年平均値	3 時間平均値	
No.1	東側	0.120391	0.125824	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下
	西側	0.120493	0.125932	
No.2	東側	0.120322	0.125750	
	西側	0.120474	0.125912	
No.3	東側	0.120467	0.125905	
	西側	0.120596	0.126042	
No.4	東側	0.120227	0.125649	
	西側	0.120164	0.125582	
No.5	東側	0.120111	0.125526	
	西側	0.120068	0.125480	

大気質

表 10-1(9) 調査及び予測・評価結果の概要

現地調査の概要	
騒音・低周波音	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 騒音の状況</p> <p>ア. 環境騒音</p> <p>等価騒音レベル(L_{Aeq})は、平日において昼間 47～51 デシベル、夜間 49～52 デシベル、休日において昼間 42～47 デシベル、夜間 43～48 デシベルであった。</p> <p>現地調査結果(等価騒音レベル(L_{Aeq}))を環境基準と比較すると、No.A、No.B とも平日の夜間とNo.B の休日の夜間で環境基準を超過していた。</p> <p>イ. 道路交通騒音</p> <p>等価騒音レベル(L_{Aeq})は、平日において昼間 60～72 デシベル、夜間 53～70 デシベル、休日において昼間 59～71 デシベル、夜間 51～67 デシベルであった。</p> <p>現地調査結果(等価騒音レベル(L_{Aeq}))を環境基準と比較すると、平日はNo.1 の夜間とNo.2 及びNo.3 の昼夜ともに環境基準を超過し、休日はNo.2 の昼夜とNo.3 の夜間に環境基準を超過していた。</p>
	<p>(2) 低周波音の状況</p> <p>低周波音の G 特性音圧レベル(L_{G5})の AP(オールパス)の値をみると、平日はNo.A で 71.0～75.1 デシベル、No.B で 74.2～77.7 デシベル、休日はNo.A で 65.9～86.6 デシベル、No.B で 71.5～84.0 デシベルであった。</p> <p>低周波音については基準等が定められていないが、参考として、「ISO-7196」に示されている感覚閾値(G 特性音圧レベルで約 100 デシベル)と比較すると、調査結果はいずれもこの感覚閾値を下回っていた。</p>
	<p>(3) 道路交通状況</p> <p>24 時間断面交通量は、平日は 5,508～38,127 台、休日は 5,314～37,192 台であった。</p> <p>平日と休日と比較すると、全地点で平日に交通量が多い傾向がみられたが、大きな差はみられなかった。また、大型車の台数について平日と休日と比較すると、全ての地点で平日の方が高い傾向がみられた。</p>

表 10-1(10) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要					
<p>【建設機械の稼働に伴う騒音の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。 ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。 ・ 住宅等に近い箇所での工事では、必要に応じて仮囲い等の防音対策を講じる。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>敷地境界上の最大値出現地点における建設作業騒音レベル(L_{A5})は 80 デシベルであり、整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>周辺住居における合成騒音レベル(L_{Aeq})は 54~56 デシベルであり、整合を図るべき基準等を下回っている。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。</p>					
<p>建設機械の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5}、敷地境界)</p>					
予測地点		予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき 基準等 (デシベル)	
敷地境界上 最大値出現地点		L_{A5}	80	85	
<p>建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果 (L_{Aeq}、計画地周辺)</p>					
予測地点	予測項目	予測結果(デシベル)			整合を図る べき 基準等 (デシベル)
		暗騒音 レベル A	建設作業 騒音レベル B	合成騒音 レベル A+B	
北東側住居	L_{Aeq}	51	55	56	65
南東側住居		47	53	54	55

騒音・低周波音

表 10-1(11) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要						
騒音・低周波音	【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響】					
	(1)回避・低減の観点					
	<p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p>					
	(2)基準、目標との整合の観点					
	<p>資材運搬等の車両が走行する工事中交通量による騒音レベルは、No.2 及びNo.3 が環境基準を超過しているが、現況交通量による騒音レベルで既に基準値を超過しており、資材運搬等の車両による騒音増加レベルは 0.0～0.1 デシベルであり、現況の騒音レベルを著しく悪化させることはない。</p> <p>したがって、「現況の騒音レベルを著しく悪化させないこととする」及び整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。</p>					
	資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})					
	予測地点	方向	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等(デシベル)
			工事中基礎交通量による騒音レベル A	工事中交通量による騒音レベル B	資材運搬等の車両による騒音増加レベル B-A	
	No.1	東側*	69 (69.4)	69 (69.4)	0.0	70
		西側	69 (69.4)	70 (69.5)	0.1	70
No.2	東側*	72 (72.2)	72 (72.2)	0.0	70	
	西側	72 (72.1)	72 (72.1)	0.0	70	
No.3	東側	71 (70.5)	71 (70.6)	0.1	70	
	西側*	71 (70.7)	71 (70.7)	0.0	70	
No.4	東側	67 (66.7)	67 (66.7)	0.0	70	
	西側*	65 (64.7)	65 (64.7)	0.0	70	
No.5	東側	64 (63.6)	64 (63.6)	0.0	70	
	西側*	60 (59.7)	60 (59.8)	0.1	70	
<p>注) 1. 工事中基礎交通量による騒音レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。 2. 方向の欄の「*」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。 3. 表中の網掛けは、基準値超過を示す。</p>						

表 10-1(12) 調査及び予測・評価結果の概要

		予測結果・評価の概要																																																										
騒音・低周波音		【施設の稼働に伴う騒音の影響】																																																										
		<p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用後の進出企業に対して騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて防音対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う騒音への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと考え。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における施設の稼働に伴う騒音レベル(L_{A5})は、いずれの時間帯も 43 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>計画地周辺における施設の稼働に伴う合成騒音レベル(L_{Aeq})は、昼間 49～55 デシベル、夜間 50～55 デシベルであり、南東側住居の夜間で整合を図るべき基準等を超過しているが、暗騒音レベルで既に環境基準を超過しており、また、施設騒音レベルは暗騒音レベル及び環境基準値以下であるため、暗騒音レベルを著しく悪化させることはない。</p> <p>したがって、「現況の騒音レベルを著しく悪化させないこととする」及び整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。</p>																																																										
		施設の稼働に伴う騒音の評価 (L_{A5} 、敷地境界)																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">予測地点</th> <th style="width: 15%;">予測高さ(m)</th> <th style="width: 15%;">予測項目</th> <th style="width: 15%;">予測結果 (デシベル)</th> <th style="width: 35%;">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td>1.2</td> <td>L_{A5}</td> <td>43</td> <td>朝 : 65 昼間 : 70 夕 : 65 夜間 : 60</td> </tr> </tbody> </table>					予測地点	予測高さ(m)	予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	敷地境界上 最大値出現地点	1.2	L_{A5}	43	朝 : 65 昼間 : 70 夕 : 65 夜間 : 60																																												
予測地点	予測高さ(m)	予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)																																																								
敷地境界上 最大値出現地点	1.2	L_{A5}	43	朝 : 65 昼間 : 70 夕 : 65 夜間 : 60																																																								
		注) 時間区分: 昼間 8 時～19 時、朝・夕 6 時～20 時、19 時～22 時、夜間 22 時～6 時																																																										
		施設の稼働に伴う騒音の予測結果 (L_{Aeq})																																																										
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th rowspan="2">時間区分</th> <th rowspan="2">予測高さ (m)</th> <th rowspan="2">予測項目</th> <th colspan="3">予測結果(デシベル)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>暗騒音 レベル A</th> <th>施設騒音 レベル B</th> <th>合成騒音 レベル A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">北東側 住居</td> <td rowspan="2">昼間</td> <td>4.2(2F)</td> <td rowspan="8">L_{Aeq}</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>55</td> <td rowspan="2">65</td> </tr> <tr> <td>1.2(1F)</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間</td> <td>4.2(2F)</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>55</td> <td rowspan="2">60</td> </tr> <tr> <td>1.2(1F)</td> <td>52</td> <td>51</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">南東側 住居</td> <td rowspan="2">昼間</td> <td>4.2(2F)</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>49</td> <td rowspan="2">55</td> </tr> <tr> <td>1.2(1F)</td> <td>47</td> <td>43</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夜間</td> <td>4.2(2F)</td> <td>49</td> <td>41</td> <td>50</td> <td rowspan="2">45</td> </tr> <tr> <td>1.2(1F)</td> <td>49</td> <td>41</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>					予測地点	時間区分	予測高さ (m)	予測項目	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	暗騒音 レベル A	施設騒音 レベル B	合成騒音 レベル A+B	北東側 住居	昼間	4.2(2F)	L_{Aeq}	51	53	55	65	1.2(1F)	51	53	55	夜間	4.2(2F)	52	51	55	60	1.2(1F)	52	51	55	南東側 住居	昼間	4.2(2F)	47	43	49	55	1.2(1F)	47	43	49	夜間	4.2(2F)	49	41	50	45	1.2(1F)	49	41	50
予測地点	時間区分	予測高さ (m)	予測項目	予測結果(デシベル)							整合を図るべき基準等 (デシベル)																																																	
				暗騒音 レベル A	施設騒音 レベル B	合成騒音 レベル A+B																																																						
北東側 住居	昼間	4.2(2F)	L_{Aeq}	51	53	55	65																																																					
		1.2(1F)		51	53	55																																																						
	夜間	4.2(2F)		52	51	55	60																																																					
		1.2(1F)		52	51	55																																																						
南東側 住居	昼間	4.2(2F)		47	43	49	55																																																					
		1.2(1F)		47	43	49																																																						
	夜間	4.2(2F)		49	41	50	45																																																					
		1.2(1F)		49	41	50																																																						
		注) 1. 時間区分: 昼間 6 時～22 時、夜間 22 時～6 時 2. 表中の網掛けは、基準値超過を示す。																																																										

表 10-1(13) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要

【供用時の自動車交通の発生に伴う騒音の影響】

(1) 回避・低減の観点

- 供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の影響の回避・低減に努める。
- ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。
 - ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。
 - ・ 供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。
- したがって、自動車交通の発生に伴う騒音への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと考ええる。

(2) 基準、目標との整合の観点

関連車両が走行する将来交通量による騒音レベルは、No.1 の昼間、No.4 及びNo.5 の昼夜を除き、環境基準を超過しているが、将来基礎交通量による騒音レベルで既に基準値を超過しており、基準を超過している地点における関連車両による騒音増加レベルは 0.1～0.5 デシベルであり、将来基礎交通量による騒音レベルを著しく悪化させることはない。

したがって、「現況の騒音レベルを著しく悪化させないこととする」及び整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。

自動車交通の発生に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})

予測地点	時間区分	方向	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等(デシベル)
			将来基礎交通量による騒音レベル A	将来交通量による騒音レベル B	関連車両による騒音増加レベル B-A	
No.1	昼間	東側 [*]	69 (69.4)	70 (69.5)	0.1	70
		西側	69 (69.4)	70 (69.5)	0.1	
	夜間	東側 [*]	68 (67.6)	68 (67.7)	0.1	65
		西側	68 (67.5)	68 (67.6)	0.1	
No.2	昼間	東側 [*]	71 (71.2)	72 (71.6)	0.4	70
		西側	72 (72.1)	72 (72.4)	0.3	
	夜間	東側 [*]	69 (68.8)	69 (69.3)	0.5	65
		西側	70 (69.5)	70 (69.9)	0.4	
No.3	昼間	東側	71 (70.5)	71 (70.6)	0.1	70
		西側 [*]	71 (70.7)	71 (70.8)	0.1	
	夜間	東側	69 (68.8)	69 (69.0)	0.2	65
		西側 [*]	69 (68.8)	69 (69.0)	0.2	
No.4	昼間	東側	67 (66.7)	67 (66.9)	0.2	70
		西側 [*]	65 (64.7)	65 (64.9)	0.2	
	夜間	東側	63 (62.9)	63 (63.3)	0.4	65
		西側 [*]	61 (60.7)	61 (61.1)	0.4	
No.5	昼間	東側	64 (63.6)	64 (63.9)	0.3	70
		西側 [*]	60 (59.7)	60 (60.1)	0.4	
	夜間	東側	58 (57.8)	59 (58.8)	1.0	65
		西側 [*]	53 (53.3)	55 (54.5)	1.2	

- 注) 1. 時間区分: 昼間6時～22時、夜間22時～6時
 2. 方向の欄の「^{*}」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。
 3. No.2の将来基礎交通量による騒音レベルについては、現地調査を実施した東側についても供用時の道路幅員で求めた値である。
 4. 表中の網掛けは、基準値超過を示す。

騒音・低周波音

表 10-1(14) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要																
騒音・低周波音	<p>【施設の稼働に伴う低周波音の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、低周波音の影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用後の進出企業に対して各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う低周波音の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音音圧レベル(G 特性)は、39～41 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。</p>															
	<p>施設の稼働に伴う低周波音の評価(G 特性)</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測高さ (m)</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき 基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北東側住居</td> <td>4.2(2F)</td> <td>39</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100</td> </tr> <tr> <td>1.2(1F)</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南東側住居</td> <td>4.2(2F)</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>1.2(1F)</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測高さ (m)	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき 基準等 (デシベル)	北東側住居	4.2(2F)	39	100	1.2(1F)	39	南東側住居	4.2(2F)	41	1.2(1F)	41
	予測地点	予測高さ (m)	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき 基準等 (デシベル)												
	北東側住居	4.2(2F)	39	100												
		1.2(1F)	39													
	南東側住居	4.2(2F)	41													
		1.2(1F)	41													

表 10-1(15) 調査及び予測・評価結果の概要

		現地調査の概要																					
振 動	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 振動の状況</p> <p>ア. 環境振動 各時間帯における振動レベル(L_{10})の最大値は、平日の昼間は 31~41 デシベル、夜間は <30~38 デシベル、休日の昼間<30~38 デシベル、夜間<30~31 デシベルであった。</p> <p>イ. 道路交通振動 各時間帯における振動レベル(L_{10})の最大値は、平日の昼間 42~59 デシベル、夜間 42~56 デシベル、休日の昼間 40~53 デシベル、夜間 37~55 デシベルであった。 現地調査結果を要請限度と比較すると、いずれの地点も、平日、休日、昼間、夜間ともに要請限度を下回っていた。 また、平日と休日の最大値を比較すると、全地点で昼間、夜間とも平日の方が高い値を示していた。</p> <p>(2) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況(地盤卓越振動数) 平均地盤卓越振動数は、15.7~20.8Hz であった。</p>																						
	予測結果・評価の概要																						
	<p>【建設機械の稼働に伴う振動の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の影響の回避・低減に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 したがって、建設機械の稼働に伴う振動への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 敷地境界最大値出現地点における建設作業振動レベル(L_{10})は、54 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。 計画地周辺における合成振動レベル(L_{10})は、33~44 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。 したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>																						
	建設機械の稼働に伴う振動の評価(敷地境界)																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">予測地点</th> <th style="width: 25%;">予測項目</th> <th style="width: 25%;">予測結果 (デシベル)</th> <th style="width: 25%;">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td>L_{10}</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table>				予測地点	予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	敷地境界上 最大値出現地点	L_{10}	54	75											
予測地点	予測項目	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)																				
敷地境界上 最大値出現地点	L_{10}	54	75																				
	建設機械の稼働に伴う振動の評価(計画地周辺)																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 25%;">予測地点</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">予測項目</th> <th colspan="3" style="width: 60%;">予測結果(デシベル)</th> <th rowspan="2" style="width: 5%;">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">暗振動 レベル A</th> <th style="width: 15%;">建設作業 振動レベル B</th> <th style="width: 15%;">合成振動 レベル A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北東側住居</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">L_{10}</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">55</td> </tr> <tr> <td>南東側住居</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">33</td> </tr> </tbody> </table>				予測地点	予測項目	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	暗振動 レベル A	建設作業 振動レベル B	合成振動 レベル A+B	北東側住居	L_{10}	41	40	44	55	南東側住居	31	29	33
予測地点	予測項目	予測結果(デシベル)					整合を図るべき基準等 (デシベル)																
		暗振動 レベル A	建設作業 振動レベル B	合成振動 レベル A+B																			
北東側住居	L_{10}	41	40	44	55																		
南東側住居		31	29	33																			

表 10-1(16) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要							
<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響】</p> <p>(1)回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の影響の低減に努める。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと考えます。</p> <p>(2)基準、目標との整合の観点 資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、昼間 43～59 デシベル、夜間 42～54 デシベルであり、全ての予測地点及び時間帯で整合を図るべき基準等を満足している。 したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>							
資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L_{10})							
予測地点	時間区分	予測時間帯	方向	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等(デシベル)
				工事中基礎交通量による振動レベル A	工事中交通量による振動レベル B	資材運搬等の車両による振動増加レベル B-A	
No.1	昼間	10 時台	東側※	48 (48.1)	48 (48.1)	0.0	65
			西側	48 (48.2)	48 (48.2)	0.0	
	夜間	7 時台	東側※	45 (44.6)	45 (44.6)	0.0	60
			西側	45 (44.7)	45 (44.7)	0.0	
No.2	昼間	10 時台	東側※	59 (59.4)	59 (59.4)	0.0	70
			西側	59 (59.2)	59 (59.2)	0.0	
	夜間	7 時台	東側※	54 (53.7)	54 (53.7)	0.0	65
			西側	53 (53.5)	53 (53.5)	0.0	
No.3	昼間	10 時台	東側	50 (49.9)	50 (49.9)	0.0	65
			西側※	50 (49.9)	50 (49.9)	0.0	
	夜間	7 時台	東側	46 (45.5)	46 (45.5)	0.0	60
			西側※	46 (45.5)	46 (45.5)	0.0	
No.4	昼間	14 時台	東側	54 (53.7)	54 (53.7)	0.0	65
			西側※	53 (52.6)	53 (52.6)	0.0	
	夜間	7 時台	東側	48 (47.6)	48 (47.7)	0.1	60
			西側※	47 (46.6)	47 (46.6)	0.0	
No.5	昼間	16 時台	東側	44 (43.9)	44 (44.1)	0.2	65
			西側※	42 (42.4)	43 (42.6)	0.2	
	夜間	7 時台	東側	43 (43.2)	43 (43.2)	0.0	60
			西側※	42 (41.7)	42 (41.7)	0.0	
<p>注) 1. 時間区分: 昼間 8 時～19 時、夜間 19 時～8 時 2. 予測時間帯は、各時間区分で資材運搬等の車両の走行時(7 時～18 時)の振動レベルが最大となる時間帯とした。 3. 方向の欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。</p>							

振動

表 10-1(17) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要																							
振 動	<p>【施設の稼働に伴う振動の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用後の進出企業に対して振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるよう指導するとともに、必要に応じて防振対策の徹底等による未然の公害発生防止に努めるよう指導する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う振動への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における施設の稼働に伴う振動レベルは、57 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>計画地周辺における施設の稼働に伴う合成振動レベルは、42～44 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>																						
	<p>施設の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果 (デシベル)</th> <th>整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td>昼間：65 夜間：60</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)	敷地境界上 最大値出現地点	57	昼間：65 夜間：60																
	予測地点	予測結果 (デシベル)	整合を図るべき基準等 (デシベル)																				
	敷地境界上 最大値出現地点	57	昼間：65 夜間：60																				
	<p>注) 時間区分：昼間8～19時、夜間19～8時</p>																						
	<p>施設の稼働に伴う振動の評価（計画地周辺）</p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">予測地点</th> <th colspan="3">予測結果(デシベル)</th> <th rowspan="2">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>時間区分</th> <th>暗振動 レベル A</th> <th>施設振動 レベル B</th> <th>合成振動 レベル A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北東側住居</td> <td>昼間</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">41</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">37</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">42</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">55</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">南東側住居</td> <td>昼間</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">31</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">44</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">44</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	時間区分	暗振動 レベル A	施設振動 レベル B	合成振動 レベル A+B	北東側住居	昼間	41	37	42	55	夜間	南東側住居	昼間	31	44	44	夜間
	予測地点		予測結果(デシベル)				整合を図るべき基準等 (デシベル)																
		時間区分	暗振動 レベル A	施設振動 レベル B	合成振動 レベル A+B																		
北東側住居	昼間	41	37	42	55																		
	夜間																						
南東側住居	昼間	31	44	44																			
	夜間																						

表 10-1(18) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要								
振 動	【供用時の自動車交通の発生に伴う振動の影響】							
	(1)回避・低減の観点							
	<p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 ・供用後の進出企業に対して関連車両の整備、点検を徹底するよう指導する。 ・供用後の進出企業に対して関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う振動への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p>							
	(2)基準、目標との整合の観点							
	<p>関連車両の走行に伴う振動レベルは、昼間 43～60 デシベル、夜間 42～57 デシベルであり、全ての予測地点及び時間帯で整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>							
	自動車交通の発生に伴う振動の評価(L ₁₀)							
	予測地点	方向	時間区分	予測時間帯	予測結果(デシベル)			整合を図るべき基準等(デシベル)
					将来基礎交通量による振動レベル A	将来交通量による振動レベル B	関連車両による振動増加レベル B-A	
	No.1	東側※	昼間	10 時台	48 (48.1)	48 (48.2)	0.1	65
		西側			48 (48.2)	48 (48.3)	0.1	
東側※		夜間	5 時台	47 (46.6)	47 (46.7)	0.1	60	
西側				47 (46.7)	47 (46.8)	0.1		
No.2	東側※	昼間	10 時台	59 (58.7)	59 (59.0)	0.3	70	
	西側			59 (59.2)	60 (59.6)	0.4		
	東側※	夜間	4 時台	56 (55.7)	56 (56.2)	0.5	65	
	西側			56 (56.2)	57 (56.6)	0.4		
No.3	東側	昼間	10 時台	50 (49.9)	50 (50.0)	0.1	65	
	西側※			50 (49.9)	50 (50.0)	0.1		
	東側	夜間	6 時台	48 (47.7)	48 (47.8)	0.1	60	
	西側※			48 (47.7)	48 (47.8)	0.1		
No.4	東側	昼間	12 時台	54 (54.1)	54 (54.2)	0.1	65	
	西側※			53 (53.0)	53 (53.1)	0.1		
	東側	夜間	7 時台	48 (47.6)	48 (47.9)	0.3	60	
	西側※			47 (46.6)	47 (46.9)	0.3		
No.5	東側	昼間	16 時台	44 (43.9)	44 (44.4)	0.4	65	
	西側※		11 時台	42 (42.2)	43 (42.8)	0.6		
	東側	夜間	7 時台	43 (43.2)	44 (43.9)	0.7	60	
	西側※			42 (41.7)	42 (42.3)	0.6		
<p>注) 1. 時間区分: 昼間8時～19時、夜間19時～8時</p> <p>2. 予測時間帯は、各時間区分で将来交通量による振動レベルが最大となる時間帯とした。</p> <p>3. 方向の欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。</p> <p>4. No.2の将来基礎交通量による振動レベルについては、現地調査を実施した東側についても供用時の道路幅員で求めた値である。</p>								

表 10-1(19) 調査及び予測・評価結果の概要

悪 臭	現地調査の概要						
	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 特定悪臭物質 調査結果を「悪臭防止法」に基づく敷地境界の規制基準(B 地域)と比較すると、両地点ともすべての物質で規制基準を下回っていた。</p> <p>(2) 臭気指数 計画地が位置する川島町は「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制地域であり、臭気指数の規制基準は適用されないが、参考として調査結果を規制基準(B 区域)と比較すると、両地点とも規制基準を下回っていた。</p> <p>(3) 臭気濃度 両地点ともに臭気濃度 10 未満であり、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく敷地境界線における規制基準を下回っていた。</p>						
	予測結果・評価の概要						
	<p>【施設の稼働に伴う悪臭の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、悪臭の影響の低減に努める。 ・供用後の進出企業に対して悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守させるとともに、必要に応じて脱臭設備を設置するなどの未然の公害発生防止対策の徹底に努めるよう指導する。 したがって、施設の稼働に伴う悪臭の影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 施設からの臭気濃度の最大付加濃度は、臭気濃度 10 未満であり、整合を図るべき基準等を下回っている。 また、特定悪臭物質についても、臭気濃度の最大付加濃度が 10 未満であることから、著しい影響はないものとする。 したがって、本事業の実施に伴う悪臭の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。</p>						
	施設の稼働に伴う悪臭の評価						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">予測項目</th> <th style="width: 33%;">将来予測濃度</th> <th style="width: 33%;">整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">臭気濃度</td> <td style="text-align: center;">10 未満</td> <td style="text-align: center;">臭気濃度 30</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	将来予測濃度	整合を図るべき基準等	臭気濃度	10 未満	臭気濃度 30
予測項目	将来予測濃度	整合を図るべき基準等					
臭気濃度	10 未満	臭気濃度 30					

表 10-1(20) 調査及び予測・評価結果の概要

水 質	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 浮遊物質 通常時の浮遊物質量は、No.1 で 1 未満～6mg/L、No.2 で 2～11mg/L、No.3 で 4～9mg/L、No.4 で 3～6mg/L、No.5 で 1 未満～15mg/L であった。調査地点はいずれも環境基準は設定されていないが、参考に放流先の下流である入間川に指定されている A 類型の環境基準(25mg/L 以下)と比較すると、全ての地点で環境基準に適合していた。</p> <p>(2) 水素イオン濃度 通常時の水素イオン濃度は、No.1 で 8.1～9.0、No.2 で 8.7～9.0、No.3 で 7.7～7.9、No.4 で 8.4～8.7、No.5 で 7.7～8.0 であった。調査地点はいずれも環境基準は設定されていないが、参考に放流先の下流である入間川に指定されている A 類型の環境基準(6.5 以上 8.5 以下)と比較すると、No.1、No.2、No.4 で環境基準を超過している時期がみられ、No.2 は通常時全てで超過していた。 降雨時の水素イオン濃度は、No.1 で 7.6、No.2～4 で 7.7、No.5 で 7.5 であった。通常時と比較すると、全地点で通常時と同等若しくは低い値がみられた。</p>
	予測結果・評価の概要
	<p>【造成等の工事に伴う水質への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 造成等の工事にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の回避・低減に努める。 ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。 ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。 ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。 ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。 ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。 ・造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。 したがって、本事業の実施に伴う水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると考える。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 工事における濁水については、仮沈砂池の設置等の濁水防止対策を講ずることにより、放流先水路への濁水流出を極力低減する計画である。また、アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整によりアルカリ排水を中和することにより、放流先水路への流出を極力低減する計画である。 その結果、放流先水路においては、盛土等の工事に伴う排水の浮遊物質及び水素イオン濃度は、整合を図るべき基準等以下になるものと考えられる。 したがって、本事業の実施に伴う水質の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>

表 10-1(21) 調査及び予測・評価結果の概要

水 象	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 河川等の流量、流速及び水位 調査地点No.1～5における通常時の流量は0.019～0.179m³/s、降雨時で0.120～0.475m³/s、通常時の流速は0.075～0.330m/s、降雨時で0.106～0.705m/sの範囲内であった。また、通常時の水位は0.06～0.50m、降雨時で0.14～0.72mの範囲内であった。</p> <p>(2) 地下水の分布及び水位 地下水位の変動についてみると、No.CとNo.Eでは同様な変動をしていることから、同じ地下水と考えられる。</p>
	予測結果・評価の概要
	<p>【造成地の存在及び施設の存在に伴う水象への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 本事業の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、水象への影響の回避・低減に努める。 ・公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水流出抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水流出抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図るよう指導していく。 ・公共用地内の雨水流出抑制施設の壁面は遮水シート等、底面はコンクリートによる仕上げを行い、地下水の浸入を防止し、また、進出企業に対しても雨水流出抑制施設の構造について遮水構造にするよう働きかける。 したがって、本事業の実施に伴う水象への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 本事業においては、計画地内に雨水流出抑制施設を1敷地1施設を基本に適切に配置し、雨水流出量の抑制を図り放流することから、周辺の水路等の流量、流速及び水位の変化の程度は小さいものと予測する。また、公共用地内の雨水流出抑制施設の壁面は遮水シート等、底面はコンクリートによる仕上げを行い、地下水の浸入を防止し、進出企業に対しても雨水流出抑制施設の構造については、遮水構造にするよう働きかけることにより、地下水の浸入を防止することから、地下水はこれら構造物を迂回して流れること及び計画地及び周辺地域には広く不圧地下水が存在していることから、周辺地域の地下水に及ぼす影響は小さいものと予測する。 さらに、本事業の造成地の存在及び施設の存在においては、上記に示す環境保全措置を実施することで、整合を図るべき基準等との整合が図られるものと評価する。</p>

表 10-1(22) 調査及び予測・評価結果の概要

	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】 計画地における地質構成は、表土・盛土層の下に沖積層(粘性土層 1、砂質土層 1、粘性土層 2、砂質土層 2、砂泥層、粘性土層 3)、洪積層(砂質土層、粘性土層、砂礫層)が堆積している。</p>
地盤	予測結果・評価の概要
	<p>【造成地の存在に伴う地盤への影響】 (1)回避・低減の観点 工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、地盤への影響の回避・低減に努める。 ・工事中においては、定期的に地盤沈下量、変形等を観測する。 ・地盤性状に合わせた適切な工法を選定する。 したがって、本事業の実施に伴う地盤の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものとする。</p> <p>(2)基準、目標との整合の観点 計画地内においては、表土・盛土層の下に沖積層(粘性土層 1、砂質土層 1、粘性土層 2、砂質土層 2、砂泥層、粘性土層 3)、洪積層(砂質土層、粘性土層、砂礫層)が堆積している。 一部地点の上部には軟弱な粘性土(圧密沈下層)が見られるため、造成では沖積粘性土層(Ac1～Ac3 層)の圧密沈下が懸念され、1～2m程度の盛土に相当する荷重増でも、圧密沈下が生じる可能性がある。 本事業においては、企業用地については各進出企業において造成工事を行うため、今後各進出企業に対し、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行い、また、盛土による周辺地盤に影響を与えることのない造成計画とするよう指導する。 したがって、本事業の実施に伴う地盤の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>
動物	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】 (1)動物相の状況 計画地及びその周辺において、哺乳類 4 目 7 科 8 種、鳥類 11 目 26 科 49 種、爬虫類 1 目 2 科 3 種、両生類 1 目 3 科 3 種、昆虫類 11 目 148 科 473 種、魚類 4 目 6 科 19 種、底生動物 8 綱 18 目 39 科 89 種の生息が確認された。 各分類群の概要は、哺乳類については、耕作地や草地に多く、市街地にも見られるネズミ類やモグラ類、広範に移動利用していると考えられるタヌキ、キツネ等の中型の哺乳類が確認された。 鳥類については、水田や水路の存在を反映してサギ類等の水鳥類、ヒバリ、ムクドリ、スズメ等の農耕地畑や草地に見られる種が主に確認された。 爬虫類・両生類は、水田、耕作地の環境を反映してカエル類、ニホンカナヘビ等が確認された。 昆虫類は、確認種の大半はバッタ類、カメムシ類等の草地性の種や、水域と結びつきのあるトンボ類、ゲンゴロウ類等の種が多く確認された。 魚類・底生動物については、一般に低地の止水域や水路、河川中下流域を生息域の本拠とする種が主体であった。また、農業用水路では秋から冬にかけて減水するため、魚類の生息は水が残った一部の箇所に限られていた。</p> <p>(2)保全すべき種の状況 保全すべき動物種は、鳥類 17 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、昆虫類 9 種、魚類 5 種の合計 35 種が選定された。</p>

表 10-1(23) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
動物	<p>【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在に伴う動物への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>計画地に生息する保全すべき動物種の生息基盤として特徴的に機能していると考えられる環境は、水田・畑、水路等を中心とした耕作地とそれに関連して成立している湿性環境である。</p> <p>本事業の実施に伴い、計画地内の水田・畑、水路等の耕作地は、消失するため耕作地に依存する動物の生息環境は量、質ともに低下する。よって、保全すべき動物種の生息環境の消失を回避するために、計画地内の水田・畑、水路、放棄水田環境の改変の回避について、事業者の実行可能な範囲で可能か否かの検討を行った。その結果、本事業は土地区画整理事業による面整備事業であり、事業の性格上、現況の水田・畑、水路、放棄水田等を残存させることは困難である。</p> <p>一方、周辺地域には同様な湿性環境等が広がり、計画地内と同様な保全すべき動物種が生息していたことから、保全すべき動物種の当該地域個体群は事業実施後も存続できるものと考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、工事の実施及び施設の存在に伴う動物への影響については、以下の低減措置及び代償措置を講ずることで、動物への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。 ・建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。 ・計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。 ・工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導をする。 ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動物の生息への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。 ・工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。 ・計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮する。 ・植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。 ・公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。 ・供用時の照明は、上方面や側面への照射を極力減らす等の措置を施す。 ・事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。 <p>したがって、本事業の実施に伴う動物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているものとする。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>本事業においては動物の保全の観点から、公園、緑地の整備等を行う。</p> <p>したがって、「埼玉県環境基本計画(第5次)」(令和4年4月、埼玉県)の「みどりの保全と創出 生物多様性と生態系の保全」、「埼玉県土地利用基本計画計画書」(令和6年6月、埼玉県)の「川島町『圏央道地域:工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める』」、「川島町都市計画マスタープラン」(令和4年3月、川島町)における水と緑のまちづくりの方針、「環境総合計画(見直し版)」(令和5年3月、川島町)における事業者の取り組み等の整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>

表 10-1(24) 調査及び予測・評価結果の概要

現地調査の概要	
植 物	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 生育種及び植物相の特徴 現地調査の結果、合計 102 科 431 種の植物の生育を確認した。</p> <p>(2) 植生の状況 確認した植生区分は、調査範囲に広くみられる水田に隣接してオオイヌタデ-オオクサキビ群落やメシバ-エノコログサ群落等の一年生草本群落、ヨモギ-メドハギ群落やセイタカアワダチソウ群落等の多年生広葉草本群落の他、クヌギ群落やヌルデ-アカメガシワ群落(低木林)等の落葉広葉樹林や植栽樹林群が加わる構成となった。 計画地内は古くからそのほとんどが水田耕作地であったと考えられ、多くが水田で占められていた。また、一部水田に隣接して畑や一年生草本群落、多年生草本群落が成立していた。この他、南端にはハリエンジュ群落もみられた。一方南端の水路内では小面積ながら沈水植物群落がみられた。 周辺地域では、計画地内と同様に水田や畑耕作地も存在するが、計画地の北から西側は計画地よりも住宅や商業施設といった人工的な環境が多い。住宅や商業施設が比較的広い面積を占めるが、一年生草本群落、多年生草本群落、植栽樹群といった緑地が隣接して成立していた。</p> <p>(3) 保全すべき種の状況 保全すべき植物種は、エビモ、ヒメミソハギ、ミズマツバ、コイヌガラシ、カワヂシャ、ミゾコウジュ、ノニガナの合計 7 種が選定された。</p>

表 10-1(25) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
植 物	<p>【造成等の工事、造成地の存在等に伴う植物への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>計画地及び周辺地域で生育が確認された保全すべき植物種の生育基盤として特徴的に機能していると考えられる環境は、水田・畑、水路等を中心とした耕作地とそれに関連して成立している湿性環境である。</p> <p>本事業の実施に伴い、計画地内の水田・畑、水路等の耕作地は、消失するため耕作地に依存する植物の生育環境は量、質ともに低下する。よって、保全すべき植物種の生育環境の消失を回避するために、計画地内の水田・畑、水路、放棄水田環境の改変の回避について、事業者の実行可能な範囲で可能か否かの検討を行った。その結果、本事業は土地区画整理事業による面整備事業であり、事業の性格上、現況の水田・畑、水路、放棄水田等を残存させることは困難である。一方、周辺地域には同様な湿性環境等が広がり、計画地内と同様な保全すべき植物種が生育していたことから、保全すべき植物種の当該地域個体群は事業実施後も存続できるものと考えられる。</p> <p>これらを踏まえ、工事の実施及び施設の存在に伴う植物への影響については、以下の低減措置及び代償措置を講ずることで、植物への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の植物の生育への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。 ・工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。 ・計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保する。 ・植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。 ・公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。 ・改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。 ・供用時の照明は、植栽等の側面への照射を極力減らし植物の生育阻害の防止に努める。 ・事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。 <p>したがって、本事業の実施に伴う植物への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているものと考えられる。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>本事業においては植物の保全の観点から、公園、緑地の整備等を行う。</p> <p>したがって、「埼玉県環境基本計画(第5次)」(令和4年4月、埼玉県)の「みどりの保全と創出・生物多様性と生態系の保全」、「埼玉県土地利用基本計画計画書」(令和6年6月、埼玉県)の「川島町『圏央道地域:工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める』」、「川島町都市計画マスタープラン」(令和4年3月、川島町)における水と緑のまちづくりの方針、「環境総合計画(見直し版)」(令和3年3月、川島町)における事業者の取り組み等の整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>

表 10-1(26) 調査及び予測・評価結果の概要

生態系	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】</p> <p>予測及び評価するための基礎資料を得ることを目的として、動物・植物等の調査結果を基に、地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分、着目種の抽出、着目種の生態等の整理を行った。</p> <p>また、調査地域を特徴づける上位性の種群としてタヌキ、ダイサギ、ヤマカガシを、典型性の種群として、ヒバリ、トウキョウダルマガエル、ミナミメダカを選定した。</p>
	予測結果・評価の概要

【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在等に伴う生態系への影響】

(1) 回避・低減の観点

計画地に生息・生育する多くの動植物の生息・生育基盤として特徴的に機能していると考えられる環境は、水田、水路等を中心とした耕作地とそれに関連して成立している湿性環境であり、そこに成立している生態系は、人による耕作が毎年繰り返されることでサイクルが維持されてきた生態系と、水田等の耕作放棄により乾燥化の進行や植生等の遷移過程にある生態系である。

本事業の実施に伴い、工事の実施及び造成地の存在により改変され、企業用地に変更されるため、計画地内の水田・畑、水路等の耕作地は、消失するため耕作地に依存する動植物の生息・生育環境は量、質ともに低下する。よって、地域を特徴づける生態系における着目種を含む動植物の生息・生育環境の消失を回避するために、計画地内の水田・畑、水路、放棄水田環境の改変の回避について、事業者の実行可能な範囲で可能か否かの検討を行った。その結果、本事業は土地区画整理事業による面整備事業であり、事業の性格上、現況の水田・畑、水路、放棄水田等を残存させることは困難であり、さらに、計画地内に残存させた耕作地環境における生態系のサイクルを供用後も引き続き維持することも不可能である。一方、周辺地域には同様な耕作地環境が広がり、同様な動植物種が生息していることから、当該地域の広域な生態系は存続すると考えられる。

これらを踏まえ、工事の実施及び造成地の存在に伴う生態系への影響については、以下の環境保全措置(低減措置及び代償措置)を講ずることで、低減・代償に努める。

- ・ 造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り直し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音・振動を低減する。
- ・ 工사용車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導する。
- ・ 公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮する。
- ・ 植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・ 公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・ 改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。
- ・ 供用時の照明は、動物の生息に配慮し上方面や側面への照射を極力減らす等の措置を施すとともに、植栽等の側面への照射を極力減らし植物の生育障害の防止に努める。
- ・ 事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

したがって、本事業の実施に伴う生態系への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているものと考えられる。

表 10-1(27) 調査及び予測・評価結果の概要

生態系	予測結果・評価の概要
	<p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>本事業においては生態系の保全の観点から、公園、緑地の整備等を行う。</p> <p>したがって、「埼玉県環境基本計画(第5次)」(令和4年4月、埼玉県)の「みどりの保全と創出・生物多様性と生態系の保全」、「埼玉県土地利用基本計画計画書」(令和6年6月、埼玉県)の「川島町『圏央道地域:工業用地などの誘導に当たっては、農業的土地利用や自然環境との調和を図るとともに、沿線地域の乱開発の抑止に努める』」、「川島町都市計画マスタープラン」(令和4年3月、川島町)における水と緑のまちづくりの方針、「環境総合計画(見直し版)」(令和3年3月、川島町)における事業者の取り組み等の整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>
景観	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】</p> <p>計画地内の主要な景観資源としては、計画地内を広く占める耕作地(水田)及び遠方の山々があげられる。</p> <p>また、各主要な眺望地点からの計画地の見え方は、以下のとおりである。</p> <p>川島町役場防災展望室、桜並木の道付近からは、建物等により計画地の地盤は見えず、計画地内の耕作地等は、周辺の耕作地等と同化しており特定は難しい。</p> <p>平沼付近水田、一般国道254号線川島町上伊草歩道橋の道付近からは、計画地内の建物や耕作地が見える。</p> <p>伊草付近水田からは、計画地の地盤は見えないが、計画地内の樹木が見える。</p> <p>上伊草公園、吹塚付近水田からは、建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。</p> <p>越辺川道場橋、越辺川八幡橋、かわじま公園からは樹木や建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。</p>
	予測結果・評価の概要
	<p>【造成地及び施設の存在に伴う景観への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観への影響が低減されるよう「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める。 ・ 供用後の進出企業に対し、埼玉県の景観計画における景観形成基準を遵守するよう指導する。 ・ 供用後の進出企業に対して、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。 ・ 供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。 <p>したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>供用時の景観は、特に東側及び南側の地点においては直近であるため計画建物が出現する等、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴う景観の予測結果は、整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。</p>

表 10-1(28) 調査及び予測・評価結果の概要

自然とのふれあいの場	現地調査の概要
	<p>【現地調査結果】</p> <p>(1) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等 計画地周辺の自然とのふれあいの場の利用範囲としては、かわじま公園等の公園や、桜並木、河川敷等が、構成要素としては桜、河川等、周辺環境としては、水田、田畑、河川及び河川敷等が確認された。</p> <p>(2) 自然とのふれあいの場の利用状況 利用状況としては、平和の森公園で多くの利用者が確認された。</p> <p>(3) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況 自然とのふれあいの場への主な交通手段としては、徒歩及び自転車が多かったが、かわじま公園及び平成の森公園においては駐車場もあり、車の利用もあった。</p>
	予測結果・評価の概要
	<p>【建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う自然とのふれあいの場への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 工事の実施、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。</p> <p>ア. 工事の実施による自然とのふれあいの場への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等の車両の走行により隣接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう配慮する。 <p>イ. 造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生によるふれあいの場への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用後の進出企業に対して関連車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導する。 <p>したがって、本事業の実施に伴う自然とのふれあいの場への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 工事の実施、造成地の存在、施設の存在、施設の稼働及び自動車交通の発生による自然とのふれあいの場への影響は、上位計画に則した土地利用や事業計画の検討を行っている。また、環境保全措置の実施により、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると予測する。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴う自然とのふれあいの場の予測結果は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>

表 10-1(29) 調査及び予測・評価結果の概要

現地調査の概要									
日照 阻 害	<p>【現地調査結果】</p> <p>計画地及び周辺地域の地形、工作物の状況及び農地の分布状況は、表に示すとおりである。</p> <p style="text-align: center;">地形、工作物の状況及び農地の分布状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">調査エリア</th> <th>地形、工作物の状況、農地の分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画地北エリア</td> <td>工作物、地物：圏央道、農地 地形：平坦</td> </tr> <tr> <td>計画地東エリア</td> <td>工作物、地物：農地、住宅 地形：平坦</td> </tr> <tr> <td>計画地西エリア</td> <td>工作物、地物：住宅、国道沿い商業施設等 地形：平坦</td> </tr> </tbody> </table>	調査エリア	地形、工作物の状況、農地の分布状況	計画地北エリア	工作物、地物：圏央道、農地 地形：平坦	計画地東エリア	工作物、地物：農地、住宅 地形：平坦	計画地西エリア	工作物、地物：住宅、国道沿い商業施設等 地形：平坦
	調査エリア	地形、工作物の状況、農地の分布状況							
	計画地北エリア	工作物、地物：圏央道、農地 地形：平坦							
	計画地東エリア	工作物、地物：農地、住宅 地形：平坦							
計画地西エリア	工作物、地物：住宅、国道沿い商業施設等 地形：平坦								
予測結果・評価の概要									
<p>【施設の存在に伴う日照阻害への影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>施設の存在に伴う日照阻害については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める。 ・供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離を踏まえ、建物設計の際には、日照への影響に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。 <p>したがって、本事業の実施に伴う日照阻害への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考える。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>冬至日における進出企業の建築物による時刻別日影は、計画地北側地域(計画地北エリア)では8～16時台に、計画地東地域(計画地東エリア)では14～16時台に、計画地西側地域(計画地西エリア)では8時台に計画地外周辺に及ぶが、進出企業の建築物による等時間日影は、「建築基準法」における日影規制及び「埼玉県建築基準法施行条例」における日影規制を満足している。</p> <p>したがって、本事業の実施に伴う日照阻害の予測は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>									

表 10-1(30) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
廃棄物等	<p>【造成等の工事に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 造成等の工事に伴う廃棄物の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。 ・造成等の工事中における廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、造成等の工事に伴う廃棄物排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総排出量は 11,032 t で、全体の再資源・縮減化率は 87.8%と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。 したがって、造成等の工事に伴う廃棄物の予測結果は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>
	<p>【施設の稼働に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 施設の稼働に伴う廃棄物の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。 ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物については、供用後の進出企業に対して、排出抑制、分別、リサイクルの推進などの適正処理に努めるよう指導する。 したがって、進出企業の施設の稼働に伴う廃棄物排出抑制は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 本事業においては、施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 8,055t/年、再生利用率は 53.2%、事業系一般廃棄物の総排出量は 202.2t/年と予測された。 また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。 したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>
	<p>【施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点 施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続する計画である。また、施設の稼働に伴う雨水及び処理水について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。 ・供用後の進出企業に対して、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。 ・公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図るよう指導していく。 したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点 施設の稼働に伴い生活排水及び事業系排水の発生が考えられるが、公共下水道に接続する計画である。また、雨水の有効利用の観点から、各進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう指導する。雨水排水については、公共用地内に「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する雨水抑制施設を設置する。また、企業用地内については、各進出企業が企業用地内に雨水抑制施設を設置し、雨水流出量の抑制を図り、地区外の既存水路に放流する。 したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>

表 10-1(31) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要																	
温室効果ガス等	<p>【工事中における温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>工事中における温室効果ガス等の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <p>ア. 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・工事中は、国の排出削減目標(NDC)や、埼玉県のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する。 <p>イ. 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 <p>したがって、工事中における温室効果ガス等の排出量の削減は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>本事業においては、工事期間中(32ヵ月)の対策実施前の二酸化炭素排出量の合計は4,712.0t-CO₂で、対策(周辺環境への影響の低減のための定量的な環境保全措置)実施後の二酸化炭素排出量の合計は4,600.6t-CO₂、二酸化炭素の削減量は111.4t-CO₂(削減率2.4%)と予測された。</p> <p>また、温室効果ガス排出量削減の観点から、低燃費型の建設機械の使用、アイドリングストップの徹底、建設機械及び資材運搬車両等の効率的な運用等を行う。</p> <p>したがって、工事中における温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>																
	<p>工事中における二酸化炭素排出量</p> <p style="text-align: right;">単位:t-CO₂/32ヵ月</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">予測項目</th> <th style="width: 20%;">二酸化炭素排出量 (対策実施前)</th> <th style="width: 20%;">対策実施による 二酸化炭素削減量</th> <th style="width: 30%;">二酸化炭素排出量 (対策実施後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響</td> <td style="text-align: center;">4,191.5</td> <td style="text-align: center;">70.2 (削減率 1.7%)</td> <td style="text-align: center;">4,121.3</td> </tr> <tr> <td>資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響</td> <td style="text-align: center;">520.5</td> <td style="text-align: center;">41.2 (削減率 7.9%)</td> <td style="text-align: center;">479.3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">4,712.0</td> <td style="text-align: center;">111.4 (削減率 2.4%)</td> <td style="text-align: center;">4,600.6</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	対策実施による 二酸化炭素削減量	二酸化炭素排出量 (対策実施後)	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	4,191.5	70.2 (削減率 1.7%)	4,121.3	資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響	520.5	41.2 (削減率 7.9%)	479.3	合計	4,712.0	111.4 (削減率 2.4%)	4,600.6
	予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	対策実施による 二酸化炭素削減量	二酸化炭素排出量 (対策実施後)													
	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	4,191.5	70.2 (削減率 1.7%)	4,121.3													
	資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響	520.5	41.2 (削減率 7.9%)	479.3													
	合計	4,712.0	111.4 (削減率 2.4%)	4,600.6													

表 10-1(32) 調査及び予測・評価結果の概要

予測結果・評価の概要																	
温室効果ガス等	<p>【供用時における温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 回避・低減の観点</p> <p>供用時における温室効果ガス等の排出に当たっては、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <p>ア. 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用後の進出企業に対して、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。 ・ 計画地内に緑地を配置し、二酸化炭素の吸収に努める。 ・ 供用後の進出企業に対して、積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう指導する。 ・ 供用後の進出企業に対して、可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進やグリーン電力購入に努めるよう指導する。 <p>イ. 自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用後の進出企業に対して、関連車両のアイドリングストップを徹底するよう指導する。 ・ 供用後の進出企業に対して関連車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう指導する。 <p>したがって、供用時における温室効果ガス等の排出抑制は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると評価する。</p>																
	<p>(2) 基準、目標との整合の観点</p> <p>本事業においては、供用時における対策実施前の二酸化炭素排出量の合計は 282,511.8t-CO₂/年で、対策(周辺環境への影響の低減のための定量的な環境保全措置)実施後の二酸化炭素排出量の合計は255,334.5t-CO₂/年、二酸化炭素の削減量は27,177.3t-CO₂/年(削減率9.6%)と予測された。</p> <p>予測可能な範囲内での環境保全措置による定量的な温室効果ガス排出量の削減率は9.6%であるが、整合を図るべき基準等とした「埼玉県地球温暖化対策実行計画第2期(改正版)」(令和5年3月改正)に掲げる令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量(平成25年度(2013年度)比46%削減)を目標とし、さらなる温室効果ガス排出量削減の観点から、関連車両のアイドリングストップ、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施すよう要請する。</p> <p>したがって、供用時における温室効果ガス等の予測結果は、整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。</p>																
	<p>供用時における二酸化炭素排出量</p> <p style="text-align: right;">単位:t-CO₂/年</p>																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">予測項目</th> <th style="width: 25%;">二酸化炭素排出量 (対策実施前)</th> <th style="width: 25%;">対策実施による 二酸化炭素削減量</th> <th style="width: 25%;">二酸化炭素排出量 (対策実施後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響</td> <td style="text-align: center;">255,425.4</td> <td style="text-align: center;">25,542.5 (削減率 10.0%)</td> <td style="text-align: center;">229,882.9</td> </tr> <tr> <td>自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響</td> <td style="text-align: center;">27,086.4</td> <td style="text-align: center;">1,634.8 (削減率 6.0%)</td> <td style="text-align: center;">25,451.6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">282,511.8</td> <td style="text-align: center;">27,177.3 (削減率 9.6%)</td> <td style="text-align: center;">255,334.5</td> </tr> </tbody> </table>	予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	対策実施による 二酸化炭素削減量	二酸化炭素排出量 (対策実施後)	施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	255,425.4	25,542.5 (削減率 10.0%)	229,882.9	自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響	27,086.4	1,634.8 (削減率 6.0%)	25,451.6	合計	282,511.8	27,177.3 (削減率 9.6%)	255,334.5
	予測項目	二酸化炭素排出量 (対策実施前)	対策実施による 二酸化炭素削減量	二酸化炭素排出量 (対策実施後)													
	施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	255,425.4	25,542.5 (削減率 10.0%)	229,882.9													
	自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響	27,086.4	1,634.8 (削減率 6.0%)	25,451.6													
	合計	282,511.8	27,177.3 (削減率 9.6%)	255,334.5													

第 11 章 環境保全のための措置

11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

11.1.1 環境保全措置の検討

本事業の実施にあたっては、計画地周辺に住宅地等の環境保全上配慮すべき施設が立地する地域であることを考慮し、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減すること、法令基準等に基づき設定した環境保全目標を達成することを目的として、工事中及び供用時の各段階において環境保全のための措置を検討した。

なお、各環境の保全のための措置の実施に伴い新たな環境影響は生じない。

11.2 低減措置の実実施計画

11.2.1 周辺住居の生活環境に係る低減措置

本事業の実施に伴う工事中及び供用時における大気汚染、騒音、振動等の各項目はともに予測の結果、大きな影響はないものと考えられた。

しかし、計画地北東側及び南東側には住居が近接して分布することから、生活環境上の保全の観点から以下の低減措置を行っていくものとする。

(1) 周辺地域との緩衝機能の確保

企業用地と計画地に隣接する住宅との間には、公園や緩衝緑地帯を配置し、周辺地域との十分な緩衝距離を持たせ、大気汚染、騒音、振動等の影響を低減させる。

(2) ヒートアイランド現象の低減

供用時においては、各進出企業により、計画地内の大部分がコンクリートやアスファルト等で被覆される。

したがって、気温上昇が見込まれることから、地区内の積極的な敷地内緑化を推進するとともに、公園や緩衝緑地帯を設けていく。

(3) 公園・植栽帯の配置計画

公園・植栽帯の配置については、周辺環境との連続性を踏まえて配置し、地域住民の利用促進に努める。

(4) 進出企業への指導、管理体制

公害防止及び自然環境保全に関する進出企業への管理体制は、図 11.2-1 に示すとおりである。

企業誘致時に進出企業に対して、環境保全に関する基本方針の説明を行う。また、進出企業の建設工事時及び供用時に関しては、川島町より、工事中、供用時の各段階において、環境保全措置の観点から適宜、指導、助言を行っていく。

さらに供用時において進出企業は、必要に応じて川島町との環境保全に関する協定を締結し、環境保全に努めるものとする。

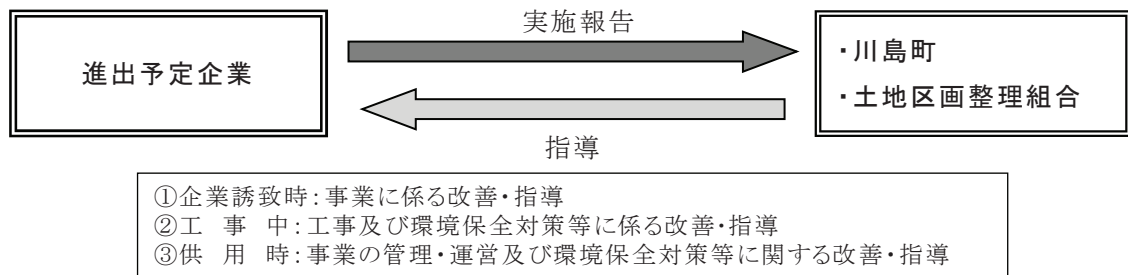


図 11.2-1 進出予定企業への指導、管理体制等

11.3 代償措置の実施計画

(1) 動物、植物、生態系に係る代償措置

① 環境影響を回避又は低減することが困難な理由

本事業の実施に伴い、計画地内の水田・畑、水路等の耕作地は、消失するため耕作地に依存する動物、植物の生息・生育環境は量、質ともに低下する。よって、保全すべき動物、植物種の生息・生育環境の消失を回避するために、計画地内の水田・畑、水路、放棄水田環境の改変の回避について、事業者の実行可能な範囲で可能か否かの検討を行った。その結果、本事業は土地区画整理事業による面整備事業であり、事業の性格上、現況の水田・畑、水路、放棄水田等を残存させることは困難である。

このため、工事の実施及び施設の存在に伴う動物、植物及び生態系への影響については、以下の低減措置及び代償措置を講ずることで、影響の回避・低減に努める。

(2) 公園の配置の検討

現況にみられる耕作地環境を踏まえ、計画地外の東側の農地との連続性を踏まえた動植物の生息、生育環境の確保に配慮して、公園を配置し、周辺環境とのネットワークの形成を図り、各種生物の生育、生息環境の保全を図っていく。

動植物の生息・生態系への影響に配慮し、公園整備の際にはネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、緑地の創生に加えて、可能な限りこの地域本来の湿地環境の代償となるよう、維持管理に努める。

(3) 多様な生物の生息、生育環境の創出

動物、植物、生態系に係る代償措置は、表 11.3-1 に示すとおりである。

表 11.3-1 動物、植物、生態系に係る代償措置

区分	環境特性	整備方針	保全対象種
公園	公園内に緑地を設置し、緑地環境のネットワークの形成を図る。	緑地を設置することにより植物、動物の生育、生息環境として整備する。	トカゲ類、昆虫類等
湿地環境(公園内)	計画地東側に広がる水田環境との連続性に留意し、近隣地に水域を創出することで水辺環境のネットワークの形成を図る。	計画地の水田環境と隣接して配置する公園内を整備し、湿生植物、動物の生育、生息環境を新たに創出する。	湿生植物、小型の鳥類、両生類等

① 公園、緑地

公園内及び緩衝緑地については、緑地環境のネットワークの形成を図っていく。また、植栽樹種については、川島町の現存植生及び鳥類の餌となる樹種等を考慮して選定する。

② 湿地環境

計画地東側に位置する水田環境との連続性を確保し、近隣地に水域を創出することで水辺環境のネットワークの形成を図る。

(4) 保全すべき動物、植物種の移設・移植

改変区域内に生育する保全すべき植物種の代償措置については、専門家等からの助言のもと移植後の活着の可能性等を踏まえ種を選定し、公園に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、整合を図るべき基準等との整合もおおむね図られるものと評価する。

第 13 章 事後調査の計画

13.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果等は、表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目	影響要因の区分	影響要因	事後調査内容
騒音・低周波音	存在・供用	自動車交通の発生	①騒音の状況 調査地点は 5 地点、調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)とし、調査期間・頻度は平日 1 回 1 日(24 時間)。 ②環境保全措置の実施状況
地盤	存在・供用	造成地の存在	①地盤の状況 調査時期は工事着手前、工事中、供用開始後とし、調査期間・頻度は各時期に 1 回、地盤沈下の変動の測定を行う。 ②環境保全措置の実施状況
植物	工事、存在・供用	造成等の工事、造成地の存在	①植物の状況(保全すべき種) 移植後 1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年後及び公園の供用開始 3 年後とし、調査期間・頻度は、各時期 1 回とする。 ②環境保全措置の実施状況
景観	存在・供用	造成地の存在、施設の使用	①景観の状況 調査時期は全ての立地企業の建設工事が完了した後、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)とする。なお、調査期間・頻度は 1 回とする。 ②環境保全措置の実施状況

13.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を行う。

調査の結果、その環境影響が本事業に起因されると判断される場合は、川島町が主体となり、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

13.3 事後調査の実施体制

(1) 事後調査の提出時期

事後調査については、調査完了後の適切な時期に事後調査報告書を提出するものとする。

(2) 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である川島町が主体となり実施する。

第 14 章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

受託者の名称 : 株式会社環境管理センター

代表者の氏名 : 代表取締役社長 水落 憲吾

受託者の所在地 : 東京都八王子市散田町三丁目 7 番地 23 号

第 15 章 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第 12 条の規定に基づき、「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地地区画整理事業環境影響評価準備書」の縦覧が、以下の期間行われた。

期間:令和 7 年 9 月 5 日(金)～令和 7 年 10 月 7 日(火)

場所:川島町役場まち整備課、埼玉県環境部環境政策課、埼玉県西部環境管理事務所、埼玉県東松山環境管理事務所、川越市役所環境政策課、坂戸市役所環境政策課、東松山市役所環境政策課

「埼玉県環境影響評価条例」第 14 条第 1 項の規定に基づき、準備書について、令和 7 年 9 月 5 日(金)から令和 7 年 10 月 21 日(火)までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けた。

提出された 1 件の意見書の概要は、次のとおりである。

表 15.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

No.	意見の概要
1-1	<p>1. 基本的な意見</p> <p>(1) 計画地の周辺状況</p> <p>①川島インターチェンジ南側地区土地地区画整理事業の計画地について、その周辺状況は、次の通りです。</p> <p>(i) 平沼地区では、西側方向に秩父山脈の山並み、それに連なって少し南の方に富士山の全景を見ることができます。</p> <p>(ii) この秩父山脈の山並みや富士山は、位置的にはホームセンターやスーパーなどの大型商業施設の背後ということになります。</p> <p>(iii) 今回の土地地区画整理事業の計画地は、一面に広がる水田地帯であり、春から夏にかけては、稲の田植えが終わり一面は緑に、また秋には、稲の収穫時期となり一面は黄金色となります。</p> <p>(iv) このような水田風景と秩父の山並み、富士山が一体となって、本当に美しく素晴らしい景観、眺望となっています。</p> <p>②今後とも、このような美しい景観、眺望が維持・保全されていくことが必要だと思います。前述した大型商業施設が建設・整備された際にも、この美しい景観が損なわれるのではないかと大変心配しました。しかし、結果としては、すべて一階建て(平屋建て)の建築物でしたので、これまでと同様に、秩父の山並みや富士山の全景を見ることができ、景観や眺望が大きく損なわれることはありませんでした。</p>

表 15.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

No.	意見の概要
1-2	<p>(2) 開発による景観の悪化についての懸念と心配</p> <p>① 今回のインターチェンジ南側地区(以下「南側地区」という)の開発については、インターチェンジ北側地区(以下「北側地区」という)と同様に、大きな高層の物流倉庫等の建築物が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景が、これらの大きな建物によって遮られ、これまでの美しい景観、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうことを心配しています。</p> <p>② この中で、特に、南側地区の計画地が正面(南側)となる大字平沼地区の住宅地(P489の図 10.11.1-1の平沼付近水田①、平沼付近水田②で、特に①)では、前方(南側)が計画地の建物によって塞がれてしまい、その建物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。</p> <p>③ また、平沼の皆さんと話していても、北側地区のような大きな倉庫等の建物が計画地に建設されることに、歓迎、賛成する声はほとんどなく、生活環境や景観の悪化を懸念し心配する率直な声が多く聞かれます。</p>
1-3	<p>(3) 基本的な意見</p> <p>① 以上のように、今回の南側地区の開発については、繰り返しになりますが、生活環境の悪化、特に平沼の住宅地からの景観の悪化(前が見えない)について大きな不安と危惧を抱いているところです。</p> <p>② このため、景観の悪化という生活環境へのマイナスの影響を少しでも緩和する取り組みが不可欠であるというのが、基本的な意見です。</p> <p>③ また、環境影響評価を行う際には、「眺望景観に関わる整合を図るべき基準」(P540)が、埼玉県において定められています。この基準の中で、建物の大きさについても定められており、周辺環境との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにするとされています。建物の大きさは、建物の高さとの強い相関関係があり、大きな建物は総じて高さの高い建物ですので、今回の準備書の中で、景観悪化への対応として建物の高さの引き下げ(より低層な建物の建設)についての指摘・言及が必要です。 このような指摘は準備書の中にはなく、このままの内容では整合を図るべき基準と整合を図ることができません。(以下の個別修正項目の中で「建物の高さの引き下げ(より低層な建物の建設)」を加えて修正しています。)</p> <p>④ なお、地区計画において計画地の建築物の高さの上限を規定していますが、現行の変更案(令和7年10月現在)では、高さの上限が北側地区と同様(25m)となっており、南側地区の景観悪化に対応するため、建物の高さ上限の引き下げ(より低層な建物の建設)が必要です。</p>

表 15.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

No.	意見の概要
2-1	<p>2. 環境影響評価準備書の修正項目</p> <p>(1) 準備書の P524 の表 10.11.2-1(1)の一覧表</p> <p>①平沼付近水田①～②と③～⑤の 2 つに分けて整理・記述することが必要</p> <p>(i) 平沼付近水田①～②の文章(アンダーライン部分を修正・追加する)</p> <p>(上から 2 行目～)</p> <p>「～平沼付近水田②からについては、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し、<u>住宅地の前方(南側)が計画建物によって塞がれてしまい、富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるとともに、その建物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和する取り組みが必要不可欠な状況です。</u>」</p> <p>(下から 5 行目～)</p> <p>「このため、各進出企業に対し、<u>より低層な建築物の建設、各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、周囲の環境と調和する～</u>」</p> <p>「<u>したがって、このような取り組みにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</u>」</p> <p>(ii) 平沼付近水田③～⑤の文章(アンダーライン部分を修正・追加する)</p> <p>(上から 4 行目～)</p> <p>「平沼付近水田のうち計画地東側約 256～635m の④～⑤からについては、供用前と同様に富士山を眺望でき、周辺の山々についても計画建物の背後等に眺望できる。<u>一方、③については、眺望できる割合は 1/3 程度となり、景観悪化の影響が大きくなっている。</u>」</p> <p>(下から 5 行目～)</p> <p>「このため、各進出企業に対し、<u>より低層な建築物の建設、各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、周囲の環境と調和する～</u>」</p> <p>「<u>したがって、このような取り組みにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</u>」</p> <p>②上記①の修正理由</p> <p>(i) この一覧表は、調査地点からの眺望(景観)の変化を整理したもので、計画地の建築物の建設による影響を受ける調査地点は、平沼付近水田では①～⑤となっています。</p> <p>(ii) このうち平沼付近水田①～②と③～⑤については、景観の変化の内容が大きく異なります。このため、①～②と③～⑤の 2 つに分けて整理・記述することが必要です。</p> <p>(iii) 平沼付近水田の①～②は、「視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し眺望できなくなる～」(P524 の上段)という結果が示されています。上記の基本的な意見の中で述べましたが、この地区では、住宅地の前方(南側)が計画地の建築物によって塞がれてしまい、その建築物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和するため、より低層な建築物の建設が必要です。</p> <p>(iv) 一方、平沼付近水田③～⑤については、計画地の建物の建設によって、その建物の背後にある富士山などの山並みの眺望(景観)にどのような影響があるかについて予測したものです。</p> <p>その結果については、景観に大きな影響はみられない④～⑤に対して、③については眺望できる割合が 1/3 程度となっています。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和するため、より低層な建築物の建設が必要です。</p>
2-2	<p>(2) 準備書の P541 の(2) 評価結果のうち①回避・低減の観点</p> <p>①次のように修正する。(アンダーライン部分を追加する)</p> <p>(下から 4 行目～)</p> <p>「～供用後の進出企業に対して、<u>より低層な建築物の建設、周囲の環境と調和～</u>」</p> <p>②修正理由 上記(1)の修正理由と同じ</p>

表 15.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

No.	意見の概要
2-3	<p>(3) 準備書の P541 の(2) 評価結果のうち②基準、目標等との観点 ①次のように修正する。(アンダーライン部分を追加する) (上から 1 行目～) <u>「～地点においては、周辺集落の住宅地と計画建物が直近であるため、眺望景観に大きな変化が生じる地点があり、各企業用地の敷地～地帯を設置し、各進出企業に対して、より低層な建築物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、圧迫感の低減を図るとともに、景観悪化への影響の緩和に努めるよう指導する～」</u></p> <p>②修正理由 (i) 環境影響評価調査では、上記 1 の(3)の③でも記述しましたが、「眺望景観に関わる整合を図るべき基準」が、埼玉県において定められています。(P540、表 10.11.3-1) この基準では、周囲の環境と調和する色彩の採用や樹木類の植栽と併せて、「建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること」と規定しています。</p> <p>(ii) 建築物等の大きさについては、「建築物の大きさ」と「建築物の高さ」には、強い相関関係があり、大きな建築物は、総じてその建築物の高さも高いといえます。</p> <p>(iii) P541 の本文では、景観悪化への影響を緩和するため、進出企業の建物に周囲の環境と調和する色彩の採用や各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置することとしています。</p> <p>(iv) しかし、これらによって計画地の緑化などには効果が期待できるものの、色彩と緑地帯のみでは、計画地の建築物の建設による景観悪化に対しては効果が小さく、建築物の高さ(大きさ)の引き下げが必要です。(高層の建築物の色彩を変えたり、緑地帯を設置しても、建築物が高層であることには変わりがない)</p> <p>(v) 従って、上記①のように建築物の高さ(大きさ)の引き下げについて指摘・言及することにより、「景観への影響は、できる限り回避・低減」され、整合を図るべき基準等との整合も図られると思います。</p>
2-4	<p>(4) 準備書の P628 の表 12-1(21)の上段(景観) ①上から 2 行目の(1)回避・提言の観点の文章のうち、下から 4 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) <u>「供用後の進出企業に対してより低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、～」</u></p> <p>②下から 8 行目の(2)基準、目標との整合の観点の文章のうち、上から 3 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) <u>「～に努めるほか、各進出企業に対し、より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、～」</u></p> <p>③上記①及び②の修正理由 上記(3)の②の修正理由と同じ</p>

表 15.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

No.	意見の概要
2-5	<p>◎以下は、環境影響評価準備書の概要版についての修正です。 (注)この部分については、本体版も概要版も同様の文章という前提で記述しています。 (5)準備書の概要版の P23(第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解)の表 7.1-1(1)について</p> <p>①「1.景観悪化への懸念」(一番上の上段) (i)事業者の見解の文章を、次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) 「周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、景観に配慮した地区計画の策定を致しました。」 →「<u>周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、計画地において建設される建物がより低層となるような景観に配慮した地区計画の策定をいたしました。</u>」</p> <p>(ii)修正理由 計画地の地区計画について、現在の案(令和 7 年 10 月現在)では建物の高さの上限が北側地区と同じ 25m と高く、景観に配慮した地区計画とは言えない状況です。このため、より低層な建物が建設されるよう建物の高さの上限を引き下げることが必要です。</p> <p>②「2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)」のうち、上から 3 番目の事業者の見解の文章について(概要版の P23)</p> <p>(i)次のように、修正する。(P23 上から 7 行目～) 「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。」 →「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しい面があるものの、<u>景観悪化を緩和する観点から、より低層な建物が建設されるよう配慮していくことが必要</u>と考えております。」</p> <p>(ii)修正理由 ア.これまで景観悪化に対して対応すべきと述べてきていますが、計画地の建物の建設が、景観に少しでも影響を与えることは認めないという認識・立場に立っているわけではありません。 イ. 景観に影響を与えることは事業の特性上やむを得ないと認めた上で、景観悪化を少しでも緩和するための主要な手段として、計画地の建物の高さの上限を引き下げて、少しでも建物を低層にすることが必要であると主張しているわけです。 ウ. 従って、「高さ制限による対応は、事業の特性上難しいもの」として、当初から建築物の高さ制限による対応を切り捨てるべきではないと思います。このため、上記のように修文をお願いします。</p> <p>③「2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)」のうち、上から 4 番目の事業者の見解の文章について(概要版の P23)</p> <p>(i)次のように、修正する。(P23 上から 4 行目～) 「進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を～」 →「進出企業に対し、<u>より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を～</u>」</p> <p>(ii)修正理由 上記②の修正理由と同じ</p>

表 15.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

No.	意見の概要
2-6	<p>(6) 準備書の概要版の P24(第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解)の表 7.1-1(2)のうち「事業計画等について」の文章について</p> <p>①事業計画等について(上段の事業者の見解)について、次のように、修正する。(P24 上から 7 行目～)</p> <p>「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。」</p> <p>→「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上<u>難しい面があるものの、景観悪化を緩和する観点から、より低層な建物が建設されるよう配慮していくことが必要</u>と考えております。」</p> <p>②修正理由 上記(5)の②の(ii)と同じ</p>
2-7	<p>(7) 準備書の概要版の P66(第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価)</p> <p>①上から 2 行目～3 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を修正・追加)</p> <p>「～周辺環境への影響は、環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、整合を図るべき基準等との整合も～」</p> <p>→「～周辺環境への影響は、<u>景観保全をはじめとして環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減を図ることが必要であり、これらにより整合を図るべき基準等との整合も～</u>」</p> <p>②修正理由</p> <p>(i) 今回の準備書においては、計画地の建物の建設による景観の悪化に対して、その悪化の影響を緩和するための取り組みが、不十分なものとなっています。</p> <p>(ii) 具体的には、各企業用地における緑地帯の設置や建物の色彩による対応のみとなっており、より低層な建物の建設(建物の高さの上限の引き下げ)といった中心的な取り組みが欠落しています。</p> <p>(iii) このため、上述したように当該箇所に「より低層な建物の建設」の追加・修正が必要であると記述しています。それとの整合性を図る観点から、上記①の追加・修正が必要です。</p>

第 16 章 調査計画書についての知事の意見

「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第 16 条の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

- (1) 資材運搬等の車両の走行及び建設機械の稼働が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。
- (2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念される。公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。
- (3) 計画地内に軟弱地盤が存在することから、盛土造成により圧密沈下が生じることが懸念される。当該圧密沈下により周辺の施設及び道路へ影響が生じないように必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。
- (4) 盛土造成工事に伴い、周辺住宅への粉じん(土埃)の飛散が懸念される。周辺住宅への影響が生じないように必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。
- (5) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県、川島町の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。
- (6) 累積的影響の観点から、参考とした周辺の他のアセス手続の結果等について、具体的な内容を評価書に記載するなど図書記載内容の充実に努めること。

2 水質

造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。

3 動物

計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。

計画地内では、特定外来生物(アライグマ)も確認されていることから、計画地周辺住民への周知や、捕獲などの被害防止対策について関係機関と連携して取り組むこと。

4 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の周辺には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。

5 廃棄物

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の予測について、広く文献等を確認し、可能な限り実態に則した「中間処理施設における再資源化率及び最終処分率」を用いることで、予測評価結果の精度の向上を図ること。

(2) 施設の稼働に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される業種を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

6 事後調査

(1) 植物

計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。

また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じた環境保全措置が講じられるようあらかじめ必要な対策(埋土種子の適切な保管等)を検討すること。

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章で示した「環境の保全の見地からの意見」についての事業者の見解は、表 17.1-1 (1)～(7)に示すとおりである

表 17.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
1-1	<p>1. 基本的な意見</p> <p>(1) 計画地の周辺状況</p> <p>①川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業の計画地について、その周辺状況は、次の通りです。</p> <p>(i) 平沼地区では、西側方向に秩父山脈の山並み、それに連なって少し南の方に富士山の全景を見ることができます。</p> <p>(ii) この秩父山脈の山並みや富士山は、位置的にはホームセンターやスーパーなどの大型商業施設の背後ということになります。</p> <p>(iii) 今回の土地区画整理事業の計画地は、一面に広がる水田地帯であり、春から夏にかけては、稲の田植えが終わり一面は緑に、また秋には、稲の収穫時期となり一面は黄金色となります。</p> <p>(iv) このような水田風景と秩父の山並み、富士山が一体となって、本当に美しく素晴らしい景観、眺望となっています。</p> <p>②今後とも、このような美しい景観、眺望が維持・保全されていくことが必要だと思います。前述した大型商業施設が建設・整備された際にも、この美しい景観が損なわれるのではないかと大変心配しました。しかし、結果としては、すべて一階建て(平屋建て)の建築物でしたので、これまでと同様に、秩父の山並みや富士山の全景を見ることができ、景観や眺望が大きく損なわれることはありませんでした。</p>
1-2	<p>(2) 開発による景観の悪化についての懸念と心配</p> <p>①今回のインターチェンジ南側地区(以下「南側地区」という)の開発については、インターチェンジ北側地区(以下「北側地区」という)と同様に、大きな高層の物流倉庫等の建築物が建設された場合には、秩父の山並みや富士山の全景が、これらの大きな建物によって遮られ、これまでの美しい景観、眺望が大きなダメージを受け台無しになってしまうことを心配しています。</p> <p>②この中で、特に、南側地区の計画地が正面(南側)となる大字平沼地区の住宅地(P489 の図 10.11.1-1 の平沼付近水田①、平沼付近水田②で、特に①)では、前方(南側)が計画地の建物によって塞がれてしまい、その建物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。</p> <p>③また、平沼の皆さんと話していても、北側地区のような大きな倉庫等の建物が計画地に建設されることに、歓迎、賛成する声はほとんどなく、生活環境や景観の悪化を懸念し心配する率直な声が多く聞かれます。</p>
1-3	<p>(3) 基本的な意見</p> <p>①以上のように、今回の南側地区の開発については、繰り返しになりますが、生活環境の悪化、特に平沼の住宅地からの景観の悪化(前が見えない)について大きな不安と危惧を抱いているところです。</p> <p>②このため、景観の悪化という生活環境へのマイナスの影響を少しでも緩和する取り組みが不可欠であるというのが、基本的な意見です。</p> <p>③また、環境影響評価を行う際には、「眺望景観に関わる整合を図るべき基準」(P540)が、埼玉県において定められています。この基準の中で、建物の大きさについても定められており、周辺環境との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにするとされています。</p> <p>建物の大きさは、建物の高さとの強い相関関係があり、大きな建物は総じて高さの高い建物ですので、今回の準備書の中で、景観悪化への対応として建物の高さの引き下げ(より低層な建物の建設)についての指摘・言及が必要です。</p> <p>このような指摘は準備書の中にはなく、このままの内容では整合を図るべき基準と整合を図ることができません。(以下の個別修正項目の中で「建物の高さの引き下げ(より低層な建物の建設)」を加えて修正しています。)</p> <p>④なお、地区計画において計画地の建築物の高さの上限を規定していますが、現行の変更案(令和 7 年 10 月現在)では、高さの上限が北側地区と同様(25m)となっており、南側地区の景観悪化に対応するため、建物の高さ上限の引き下げ(より低層な建物の建設)が必要です。</p>

表 17.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	事業者の見解
1-1 ～ 1-3	<p>本事業は、「第 6 次川島町総合振興計画」、「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」等の各種計画に基づき、当地区の持つ立地特性を活かし、川島町の土地利用方針に基づき、圏央道川島インターチェンジ周辺を計画的に整備し、秩序ある都市的土地利用を実現するとともに、田園環境との調和を図る事に留意して推進しています。</p> <p>一方で、川島町では景観特性への配慮も重要な課題と捉えており、「川島町都市計画マスタープラン」(令和 4 年 3 月、川島町)において、「ふるさと景観の保全・形成の方針」の基本的な考え方として、「川島インターチェンジ周辺の都市的土地利用への転換にあたっては、秩序ある景観の創出を目指す」こと、施策推進の方向性としては、「市街地における景観づくり 住宅市街地・産業地においては、統一的な街並みが維持・形成されるように、高さや意匠などへの配慮、敷地内の緑化などを促進する。」としております。</p> <p>本事業区域の地区計画にあたっては、これら「魅力ある産業基盤の整備」と「景観」の両面から検討しております。その結果、本事業区域では、魅力的な産業誘導を図るべく、同様な産業基盤地区の企業誘致の状況等を参考に、建物高さの制限を 25m、一定の条件を満たした場合に限り 30mとする一方で、事業区域の北側区画は周辺住居への建物による圧迫感への配慮として高さの最高限度を 25m、その他に壁面後退のための植栽帯の設置等を定めております。</p> <p>また、環境影響評価の段階では、具体的な誘致企業が未定であるため、最大影響を予測評価することが重要になりますので、地区計画に定める建蔽率の最大値と最高高さを用いた建築物を想定して予測評価を行っております。</p> <p>その中で、本環境影響評価書の予測評価結果も踏まえ、事業区域北側の直近のエリアでは、緩衝緑地を設け壁面後退により圧迫感を緩和、植栽による目隠し効果による圧迫感の緩和を図ります。</p> <p>今後、進出企業の誘致にあたっては、比較的建物高さが低い製造業を中心に誘致するよう事業者へ指導し、進出企業には、建物の色は周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導してまいります。また、前述のとおり、企業誘致などの事業の成立性の観点から高さ制限を引き下げることはできませんが、環境影響評価書では「進出企業には、周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。」とし、本環境影響評価書の結果を反映したより良い事業計画となるよう努めてまいります。</p> <p>また、地域住民の方々のご意見、ご心配につきましては、誘致企業とも共有を図って真摯に取り組んでまいりますので、本事業へのご理解のほどお願い申し上げます。</p>

表 17.1-1(3) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-1	<p>2. 環境影響評価準備書の修正項目 (1) 準備書の P524 の表 10.11.2-1(1)の一覧表 ①平沼付近水田①～②と③～⑤の 2 つに分けて整理・記述することが必要 (i) 平沼付近水田①～②の文章(アンダーライン部分を修正・追加する) (上から 2 行目～) 「～平沼付近水田②からについては、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し、<u>住宅地の前方(南側)が計画建物によって塞がれてしまい、富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるとともに、その建物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和する取り組みが必要不可欠な状況です。</u>」</p> <p>(下から 5 行目～) 「このため、各進出企業に対し、<u>より低層な建築物の建設、各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、周囲の環境と調和する～</u>」 「したがって、このような取り組みにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。」</p> <p>(ii) 平沼付近水田③～⑤の文章(アンダーライン部分を修正・追加する) (上から 4 行目～) 「平沼付近水田のうち計画地東側約 256～635m の④～⑤からについては、供用前と同様に富士山を眺望でき、周辺の山々についても計画建物の背後等に眺望できる。<u>一方、③については、眺望できる割合は 1/3 程度となり、景観悪化の影響が大きくなっている。</u>」</p> <p>(下から 5 行目～) 「このため、各進出企業に対し、<u>より低層な建築物の建設、各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、周囲の環境と調和する～</u>」 「したがって、このような取り組みにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。」</p> <p>②上記①の修正理由 (i) この一覧表は、調査地点からの眺望(景観)の変化を整理したもので、計画地の建築物の建設による影響を受ける調査地点は、平沼付近水田では①～⑤となっています。</p> <p>(ii) このうち平沼付近水田①～②と③～⑤については、景観の変化の内容が大きく異なります。このため、①～②と③～⑤の 2 つに分けて整理・記述することが必要です。</p> <p>(iii) 平沼付近水田の①～②は、「視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し眺望できなくなる～」(P524 の上段)という結果が示されています。上記の基本的な意見の中で述べましたが、この地区では、住宅地の前方(南側)が計画地の建築物によって塞がれてしまい、その建築物からの圧迫感も大きく、生活環境の大きな悪化に直面します。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和するため、より低層な建築物の建設が必要です。</p> <p>(iv) 一方、平沼付近水田③～⑤については、計画地の建物の建設によって、その建物の背後にある富士山などの山並みの眺望(景観)にどのような影響があるかについて予測したものです。 その結果については、景観に大きな影響はみられない④～⑤に対して、③については眺望できる割合が 1/3 程度となっています。このため、景観悪化の影響を少しでも緩和するため、より低層な建築物の建設が必要です。</p>
2-2	<p>(2) 準備書の P541 の(2)評価結果のうち①回避・低減の観点 ①次のように修正する。(アンダーライン部分を追加する) (下から 4 行目～) 「～供用後の進出企業に対して、<u>より低層な建築物の建設、周囲の環境と調和～</u>」</p> <p>②修正理由 上記(1)の修正理由と同じ</p>

表 17.1-1(4) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-3	<p>(3) 準備書の P541 の(2) 評価結果のうち②基準、目標等との観点 ①次のように修正する。(アンダーライン部分を追加する) (上から 1 行目～) 「～地点においては、<u>周辺集落の住宅地と計画建物が直近であるため、眺望景観に大きな変化が生じる地点があり、各企業用地の敷地～地帯を設置し、各進出企業に対して、より低層な建築物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、圧迫感の低減を図るとともに、<u>景観悪化への影響の緩和に努めるよう指導する～</u></u>」</p> <p>②修正理由 (i) 環境影響評価調査では、上記 1 の(3)の③でも記述しましたが、「眺望景観に関わる整合を図るべき基準」が、埼玉県において定められています。(P540、表 10.11.3-1) この基準では、周囲の環境と調和する色彩の採用や樹木類の植栽と併せて、「建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること」と規定しています。</p> <p>(ii) 建築物等の大きさについては、「建築物の大きさ」と「建築物の高さ」には、強い相関関係があり、大きな建築物は、総じてその建築物の高さも高いといえます。</p> <p>(iii) P541 の本文では、景観悪化への影響を緩和するため、進出企業の建物に周囲の環境と調和する色彩の採用や各企業用地の境界外周部に緩衝緑地帯を設置することとしています。</p> <p>(iv) しかし、これらによって計画地の緑化などには効果が期待できるものの、色彩と緑地帯のみでは、計画地の建築物の建設による景観悪化に対しては効果が小さく、建築物の高さ(大きさ)の引き下げが必要です。(高層の建築物の色彩を変えたり、緑地帯を設置しても、建築物が高層であることには変わりがない)</p> <p>(v) 従って、上記①のように建築物の高さ(大きさ)の引き下げについて指摘・言及することにより、「景観への影響は、できる限り回避・低減」され、整合を図るべき基準等との整合も図られると思います。</p>
2-4	<p>(4) 準備書の P628 の表 12-1(21)の上段(景観) ①上から 2 行目の(1)回避・提言の観点の文章のうち、下から 4 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) 「供用後の進出企業に対して<u>より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、～</u>」</p> <p>②下から 8 行目の(2)基準、目標との整合の観点の文章のうち、上から 3 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) 「～に努めるほか、各進出企業に対し、<u>より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、～</u>」</p> <p>③上記①及び②の修正理由 上記(3)の②の修正理由と同じ</p>

表 17.1-1(5) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-5	<p>◎以下は、環境影響評価準備書の概要版についての修正です。 (注)この部分については、本体版も概要版も同様の文章という前提で記述しています。 (5)準備書の概要版の P23(第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解)の表 7.1-1(1)について</p> <p>①「1.景観悪化への懸念」(一番上の上段) (i)事業者の見解の文章を、次のように修正する。(アンダーライン部分を追加) 「周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、景観に配慮した地区計画の策定を致しました。」 →「<u>周辺地域の景観への影響については、環境影響評価制度に基づき、計画地において建設される建物がより低層となるような景観に配慮した地区計画の策定をいたしました。</u>」</p> <p>(ii)修正理由 計画地の地区計画について、現在の案(令和 7 年 10 月現在)では建物の高さの上限が北側地区と同じ 25m と高く、景観に配慮した地区計画とは言えない状況です。このため、より低層な建物が建設されるよう建物の高さの上限を引き下げることが必要です。</p> <p>②「2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)」のうち、上から 3 番目の事業者の見解の文章について(概要版の P23)</p> <p>(i)次のように、修正する。(P23 上から 7 行目～) 「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。」 →「<u>～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しい面があるものの、景観悪化を緩和する観点から、より低層な建物が建設されるよう配慮していくことが必要と考えております。</u>」</p> <p>(ii)修正理由 ア.これまで景観悪化に対して対応すべきと述べてきていますが、計画地の建物の建設が、景観に少しでも影響を与えることは認めないという認識・立場に立っているわけではありません。 イ.景観に影響を与えることは事業の特性上やむを得ないと認めた上で、景観悪化を少しでも緩和するための主要な手段として、計画地の建物の高さの上限を引き下げて、少しでも建物を低層にすることが必要であると主張しているわけです。 ウ.従って、「高さ制限による対応は、事業の特性上難しいもの」として、当初から建築物の高さ制限による対応を切り捨てるべきではないと思います。このため、上記のように修文をお願いします。</p> <p>③「2.調査計画書への修正要望(ページは概要版)」のうち、上から 4 番目の事業者の見解の文章について(概要版の P23)</p> <p>(i)次のように、修正する。(P23 上から 4 行目～) 「進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を～」 →「<u>進出企業に対し、より低層な建物の建設、周囲の環境と調和する色彩を～</u>」</p> <p>(ii)修正理由 上記②の修正理由と同じ</p>

表 17.1-1(6) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	意見の概要
2-6	<p>(6) 準備書の概要版の P24(第 7 章 第 5 章及び第 6 章の意見についての事業者の見解)の表 7.1-1(2)のうち「事業計画等について」の文章について</p> <p>①事業計画等について(上段の事業者の見解)について、次のように、修正する。(P24 上から 7 行目～)</p> <p>「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上難しいものと考えております。」</p> <p>→「～の山々のスカイラインに影響を及ぼさないようにするのは難しく、眺望地点によっては計画地内の建築物が山並みを遮ることが想定され、高さ制限による対応は事業の特性上<u>難しい面があるものの、景観悪化を緩和する観点から、より低層な建物が建設されるよう配慮していくことが必要</u>と考えております。」</p>
	<p>②修正理由 上記(5)の②の(ii)と同じ</p>
2-7	<p>(7) 準備書の概要版の P66(第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価)</p> <p>①上から 2 行目～3 行目を次のように修正する。(アンダーライン部分を修正・追加)</p> <p>「～周辺環境への影響は、環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られており、整合を図るべき基準等との整合も～」</p> <p>→「～周辺環境への影響は、<u>景観保全をはじめとして環境の保全に関する措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減を図ることが必要であり、これらにより整合を図るべき基準等との整合も～</u>」</p>
	<p>②修正理由</p> <p>(i) 今回の準備書においては、計画地の建物の建設による景観の悪化に対して、その悪化の影響を緩和するための取り組みが、不十分なものとなっています。</p> <p>(ii) 具体的には、各企業用地における緑地帯の設置や建物の色彩による対応のみとなっており、より低層な建物の建設(建物の高さの上限の引き下げ)といった中心的な取り組みが欠落しています。</p> <p>(iii) このため、上述したように当該箇所に「より低層な建物の建設」の追加・修正が必要であると記述しています。それとの整合性を図る観点から、上記①の追加・修正が必要です。</p>

表 17.1-1(7) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

No.	事業者の見解
2-1 ～ 2-7	<p>貴重なご意見ありがとうございます。頂きましたご意見も踏まえ、予測、評価の記載方法等は整理し、環境影響評価書においては、より予測、評価結果の内容が明確かつご理解いただけるような記載を検討いたしました。なお、建物高さについては前述のとおりでございます。</p>

17.2 知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示された知事の意見と事業者の見解は、表 17.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 17.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
全般事項	(1) 資材運搬等の車両の走行及び建設機械の稼働が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。	資材運搬等の車両の走行及び建設機械の稼働に伴う、大気質、騒音及び振動の予測、評価結果は、整合を図るべき基準等は、現況で既に基準を超過している地点を除き、満足するものと評価されました。 よって、基準を既に超えている地点については可能な限り本事業の工事による負担を低減するため、また、新たに基準を超過する地点が生じることのないよう工事にあたっては、計画的かつ効率的な運行管理や工事計画を検討し、資材運搬等の車両による搬出入の一時的な集中や建設機械の集中稼働を避けるなど、大気質、騒音及び振動の値が基準値を超えることのないよう、施工管理を徹底してまいります。
	(2) 計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、動植物の生息・生態系への影響が懸念される。公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるように検討すること。	動植物の生息・生態系への影響に配慮し、公園整備の際には、ネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、緑地の創生に加えて、可能な限りこの地域本来の湿地環境の代償となるよう、維持管理に努めます。 「第 11 章 11.3 代償措置の実施計画」に上記旨を追記しました。
	(3) 計画地内に軟弱地盤が存在することから、盛土造成により圧密沈下が生じることが懸念される。当該圧密沈下により周辺の施設及び道路へ影響が生じないよう必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。	周辺の施設及び道路へ影響が生じないように、進出企業に対し、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行い、また、盛土による周辺地盤の影響を与えることのない造成計画とするよう指導してまいります。
	(4) 盛土造成工事に伴い、周辺住宅への粉じん(土埃)の飛散が懸念される。周辺住宅への影響が生じないよう必要な対策を講じること。また、進出企業に対し、必要な情報提供を行うとともに対策を講じるよう働きかけること。	造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水や工事区域出口に洗浄用ホース等を設置し、資材運搬等の車両のタイヤに付着した土砂の払落しや場内清掃等を徹底する等により、粉じんの飛散防止を行ってまいります。また、進出企業に対しても同様の事項を指導してまいります。
	(5) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県、川島町の地球温暖化対策実行計画、カーボンニュートラル宣言等との整合を図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。	工事中については、国の排出削減目標(NDC)等との整合を図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請します。 また、進出企業に対しても、温室効果ガスの排出が抑制されるよう可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進やグリーン購入に努めるよう指導してまいります。 「第 10 章 10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評価」に環境保全措置として追記しました。
	(6) 累積的影響の観点から、参考とした周辺の他のアセス手続の結果等について、具体的な内容を評価書に記載するなど図書記載内容の充実に努めること。	参考とした計画地北側の「川島インターチェンジ北側土地地区画整理事業」のアセス手続の結果等について、「第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査」及び「第 10 章 10.8 動物 10.8.3 評価」に追記しました。

表 17.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
水質	<p>造成等の工事の実施に当たり、計画地周辺の動植物の生息・生態系への影響がないよう、雨水排水の放流先に対する十分な対策を実施すること。</p>	<p>公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行ってまいります。</p> <p>「第 10 章 10.5 水質 10.5.2 予測、10.5.3 評価」、「第 10 章 10.8 動物 10.8.3 評価」、「第 10 章 10.9 植物 10.9.3 評価」、「第 10 章 10.10 生態系 10.10.3 評価」に環境保全措置として追記しました。</p>
動物	<p>計画地内の大部分が盛土造成されることに伴い、移動能力のある動物については、計画地周辺の同様な環境への逃避、移動が想定される。</p> <p>計画地内では、特定外来生物(アライグマ)も確認されていることから、計画地周辺住民への周知や、捕獲などの被害防止対策について関係機関と連携して取り組むこと。</p>	<p>現地調査で確認された特定外来生物のアライグマは、周辺への分散移動により移動先の動植物への影響や、農作物、住民の生活環境への影響が生じることがあるため、関係機関の行っている対策に協力して取り組んでまいります。</p> <p>「第 10 章 10.8 動物 10.8.2 予測」に上記旨を追記しました。</p>
景観	<p>進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の周辺には住宅があることから、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化など周囲への影響緩和措置を講じるよう働きかけること。</p>	<p>進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけてまいります。</p> <p>「第 10 章 10.1 景観 10.11.2 予測及び 10.11.3 評価」に上記旨を追記しました。</p>
廃棄物	<p>(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の予測について、広く文献等を確認し、可能な限り実態に則した「中間処理施設における再資源化率及び最終処分率」を用いることで、予測評価結果の精度の向上を図ること。</p> <p>(2) 施設の稼働に伴い生じる廃棄物の推計について、最新データの使用や、実際に想定される業種を前提とすることで、その予測評価結果の精度の向上を図ること。</p>	<p>現在公表されており入手可能な「建設副産物実態調査結果」を用いて、再資源化率及び最終処分率を求め、再予測及び評価を行いました。</p> <p>廃棄物の予測については、準備書作成時点で入手可能な最新データにて予測を行っております。</p> <p>また、業種については現時点では、進出企業を特定することはできないため、進出可能な業種のうち総排出量が最大となる業種(鉄鋼業)を想定し、安全側の予測を行いました。本意見を踏まえ、計画地に進出可能な製造業全体の平均値を用いて再予測及び評価を行いました。</p>
事後調査	<p>(1) 植物</p> <p>計画地内の耕作地環境が消失するため、保全すべき植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。</p> <p>また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じた環境保全措置が講じられるようあらかじめ必要な対策(埋土種子の適切な保管等)を検討すること。</p>	<p>移植前に改変区域内に生育する保全すべき植物種について現地踏査により確認を行い、専門家等からの助言を受けながら、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定及び必要な対策(あらかじめ埋土種子の適切な保管を行う等も含めて)を検討してまいります。</p> <p>「第 13 章 13.2 調査方法等」に上記旨を追記しました。</p>